

本日の会議に付した事件

平成25年第4回山元町議会定例会（第4日目）

平成25年12月13日（金）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報告第 25号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
- 日程第 3 報告第 26号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
- 日程第 4 報告第 27号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
- 日程第 5 請願第 4号 坂元字道合地区における排水対策に関する請願（委員長報告）
- 日程第 6 議案第 95号 山元町水産業共同利用施設設置条例（委員長報告）
- 日程第 7 議案第 96号 山元町町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 97号 山元町介護保険条例及び山元町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 98号 山元町農村基盤総合整備事業分担金徴収に関する条例及び山元町都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第 99号 山元町公共物管理条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第100号 山元町道路占用料条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第101号 平成25年度山元町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第13 議案第102号 平成25年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第103号 平成25年度山元町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第104号 平成25年度山元町下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議発第 1号 齋藤俊夫町長に対する問責決議
- 日程第17 議員派遣の件について
- 日程第18 閉会中の継続調査の申し出の件について

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成25年第4回山元町議会定例会第4日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

報道機関より写真撮影の申し出がありましたので、許可をいたしております。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、3番渡邊 計君、4番菊地八朗君を指名します。

議 長（阿部 均君）これから議長諸報告を行います。

1．陳情の受理について、陳情2件が提出されこれを受理したのでその写しを配布し

ております。

2. 議員提出議案の受理、議員から議案1件が提出されこれを受理したのでその写しを配布しております。

3. 委員会審査報告書及び継続調査申出書の受理、総務民生常任委員会委員長及び産建教育常任委員会委員長から審査報告書と閉会中の調査報告書が提出されたので、その写しを配布しております。また、各常任委員会委員長から閉会中の継続調査申出書が提出されたので、その写しを配布しております。

4. 議員派遣結果報告書の受理、議員派遣結果報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

5. その他、特に報告すべき事項。議会広報常任委員会から視察研修報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

議長（阿部 均君）日程第2. 報告第25号から日程第4. 報告第27号の3件を一括議題とします。

本案について、報告を求めます。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。おはようございます。これから報告第25号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。

専決処分書及び議案の概要につきましては、配布資料No.11の議案の概要によりご説明申し上げます。

報告第25号、平成24年度23災請18号町道磯、木ノ岡線ほか7路線災害復旧工事請負契約の変更についてでございます。本件は東日本大震災で被災した町道や町が管理する橋梁等の災害復旧工事において現地調査の結果、施工内容に一部変更が生じたので、変更契約を締結したものでございます。

内容につきましてご説明申し上げます。1 契約の方法、平成24年度23災請18号町道磯木ノ岡線外7路線災害復旧工事でございます。2 契約の相手方、仙台市宮城野区新田一丁目16番14号、株式会社エス・ケイ・ディ仙台支店、支店長佐藤邦勝でございます。3 契約金額、原契約につきまして7,035万円でございます。変更契約でございますが、7,177万9,750円でございます。増額が72万9,750円となっております。工事場所につきましては、山元町磯地内でございます。工事の概要でございますが、コンクリート構造物取り壊し運搬処理工でブロック積とブロック基礎が残っていたことによる増の33立法メートルでございます。工期は平成24年9月12日から平成25年5月31日まででございます。本工事は磯地区の上木ノ岡ため池の施設ブロックの取り壊しについて震災による堆積土の影響によりブロック積が一部確認できなかったため、そのブロックが残っていた数量に増が生じたものでございます。本工事の契約月日につきましては平成25年5月24日でしたが、本件につきましては本来であれば直近の議会におきまして専決処分の報告をすべきところではございました。時期がおくれてしまい、大変申しわけございません。おわび申し上げます。

本施工箇所的位置図でございますが、2枚目をお開き願います。磯地区の木ノ岡ため池と上木ノ岡ため池と2か所ございますが、上流側の上木ノ岡ため池のブロック積の延

長が今回の変更対象となっております。以上、報告第25号の請負契約の変更につきましてご説明申し上げます。

続きまして、報告第26号でございます。こちらも地方自治法160条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

こちらの内容につきましても、専決処分書及び議案の概要につきまして配布資料のNo.12、議案の概要につきましてご説明を申し上げます。本工事につきましても、変更契約の内容の変更となります。1の契約の目的でございますが、平成23年度繰牛橋公園災害復旧工事その2でございます。契約の相手方、仙台市青葉区上杉一丁目15番17号、株式会社浅沼組東北支店でございます。支店長亀田鉦嗣でございます。3契約の金額でございますが、原契約が1億2,810万円、消費税を含みます。変更契約が1億2,828万2,700円でございます。増額につきましては、18万2,700円でございます。工事の場所でございますが、山元町牛橋地内で、工事の概要でございますが、復旧施設といたしまして本部工、ダグアウト、それから給排水設備の内容になります。給排水設備につきまして、当初復旧すべき延長を18.2メートルということで設計いたしておりましたが、現地調査の結果、破損箇所がそれぞれ確認され損傷の度合いが厳しかったものから42メートルに変更し23.8メートルの増工を行ったものでございます。工期は平成25年3月5日から平成25年9月30日まででございます。

本契約の締結月日は平成25年9月26日でございます。こちらも、9月26日ということでございましたので、本議会に当初に提案すべきものでございましたが、審査にご提出する時期が遅れてしまい大変申しわけございませんでした。

裏面の位置図をご覧いただきたいと思っております。給排水設備工、給水設備工系統を示した図面でございます。水色で着色いたしましたのが既設給排水設備工の位置でございます。当初排水設備工の管布設で損傷箇所を18.2メートルと計画しておりましたのが、黄色で着色しております3か所でございます。それぞれ合計で18.2メートル、それから今回変更で給排水設備工を増工いたしました部分が赤で着色いたしました23.8メートル、本管からダグアウト、本部席の方に通じる配管でございます。こちらが23.8メートルとなります。以上、報告第26号の請負契約の変更につきましてご説明を申し上げます。

続きまして、報告第27号専決処分の報告についてご説明申し上げます。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定によりご報告いたします。専決処分書及び議案の概要書につきましては配布資料のNo.13、議案の概要書に基づきましてご説明を申し上げます。

報告第27号平成23年度繰牛橋公園災害復旧工事その1、請負契約の変更についてでございます。本契約の目的は、ただいま申し上げました工事名、記載のとおりでございます。契約の相手方につきましては、仙台市青葉区上杉一丁目15番17号、株式会社浅沼組東北支店、支店長亀田鉦嗣でございます。契約の金額でございますが、原契約2億9,010万9,750円、消費税を含みます。変更契約額2億8,716万1,350円、減額294万8,400円でございます。工事の場所は山元町牛橋地内でございます。工事の概要でございますが、復旧施設といたしましてアスファルト工沈下部の補足材といたしまして、今回3,856平方メートルを減額いたしました。それから

平板舗装工、今回こちらでも157平方メートルほど減額といたしました。縁石工、こちらにつきましては今回342メートルの減となっております。それから遊戯施設の設置工でございますが、野球場施設のバックネット及びフェールポール基礎の一部取り壊し復旧の減とバックネット支柱の傾き補正の減でございます。工期は平成24年10月31日から平成25年12月13日まででございます。変更の主な理由といたしましては、舗装工での沈下部に対する補足材の投入や平板舗装工の面積について現場の詳細測定の結果、施工面積が少なくなったもの等でございます。そのほか、変更内容につきましては記載の内容となっております。

なお、2枚目の全体の牛橋公園復旧工事その1の変更箇所図をご覧いただきたいと思っております。沈下部分補足材といたしまして、ピンクで着色させていただいております。こちらが先ほどご説明いたしました、沈下部分補足材減工といたしましてオレンジ色の着色をいたしたところでございます。それから赤で引き出し線を入れておりますが、バックネット基礎の取り壊し及びバックネット支柱補正の減工をいたしました。それからフェールポールの取り壊し減工をいたしております。それから緑色で着色いたしておりますが、平板ブロックの157平方メートルをこちらが減工で減額となっております。以上、請負契約の変更についての概要をご説明させていただきました。ただいま、報告第27号の報告とさせていただきます。以上でございます。

議長（阿部 均君）報告第25号、報告第26号、報告第27号、専決処分の報告について、工事請負契約の変更を終わります。

議長（阿部 均君）日程第5. 請願第4号を議題とします。

本請願は12月5日、産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、産建教育常任委員会委員長から報告書が提出されたので、委員長から報告を求めます。産建教育常任委員会委員長菊地八朗君、登壇願います。

産建教育常任委員会委員長（菊地八朗君）はい、議長。おはようございます。書面の朗読をもって報告いたします。

請願審査報告書。本委員会は平成25年12月5日に付託された事件を審査の結果、審査上において冠水の原因となる上流部の土側溝をU字溝に変える。排水出口勾配の改良。取水堰の管理等の対策を講じて住民の要望に応えるべきとの観点から、審査結果は次のとおり決定しましたので、山元町議会会議規則第93条の規定により報告いたします。

記

事件の番号、請願第4号。件名、坂元字道合地区における排水対策に関する請願。
審査結果、採択すべきもの。

山元町議会議長 阿部 均殿。

産建常任委員会委員長 菊地八朗

以上、報告とします。

議長（阿部 均君）これから、委員長に対する質疑を行います。――質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから請願第4号坂元字道合地区における排水対策に関する請願を採決します。

この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は採択すべきものです。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）起立多数であります。

よって、請願第4号は採択することに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第6. 議案第95号を議題とします。

本案は12月5日、総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、総務民生常任委員会委員長から報告書が提出されたので委員長から報告を求めます。総務民生常任委員会委員長遠藤龍之君、登壇願います。

総務民生常任委員会委員長（遠藤龍之君）はい、議長。皆さんに配布されております報告書に従って報告したいと思います。

本委員会は平成25年12月5日に付託された事件を審査の結果、次のとおり決定したので報告いたします。

議案第95号、件名、山元町水産業共同利用施設設置条例について、審査の結果、可決すべきものといたしました。

以上、報告を終わります。

議長（阿部 均君）これから委員長に対する質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第95号山元町水産業共同利用施設設置条例を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第95号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第7. 議案第96号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。議案第96号山元町町税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。事前に配布させていただいております資料No.6においてご説明をさせていただきます。

被災者が震災から復旧復興に際し集団化、組合化とか法人化して再建する場合、地方税法の特例による減免措置が適用されないことから、被災事業施設の再建を図るため補助事業等により取得した施設等について、山元町町税条例の一部を改正を行い固定資産税の減免を講ずるものでございます。

主な改正内容でございますが、震災によりまして失った、被災を受けた代替家屋並びに同じく被災において代替償却資産特例でございますが、それにつきましては地方税法の第56条の第11項並びに56条の第12項で特例措置が講じられております。今回ご提案申し上げますのは、裏面の2ページ、別紙1をご覧いただきたいと思っております。左側の例示1については地方税法の減免適用となりますが、例示3、4に対しては対象外となっております。これらは1、2でお示しさせていただいておりますとおり、同組合とか法人等なんです、同じ組合が代替の家屋並びに償却資産等を取得した場合には減免適用になります。個人であっても同じなんです、そういう場合には減免適用となっておりますが、例3、4において組合とか法人が新たな別の法人格を有した場合とか、被災しました個人等が法人化をして取得した家屋並びに代替の償却資産でございますが、それは該当ないということから、それらについて減免をするための改正でございます。

当町でも被災者等が法人化したことによりまして減免対象となる団体等がございますことから、県に対し減免対象にならないかと相談を行ってまいりました。このような中、県並びに被災沿岸15市で協議した結果、本来は地方税法の特例で対応すべきという考えまで至りまして、県を通じて総務省、復興庁への働きかけをお願いしてまいりましたが、新たな遡及減免措置は難しいとの回答を得たところでございます。このことを受けまして、県は東日本大震災に係る補助交付金事業のうち、事業用資産の復旧復興のための経費を補助交付し、代替性が担保されている事業で法人化、集団化、グループ化もなんです、したものに限り不動産取得税を免除することといたしました。

これらを踏まえまして被災の大きかった沿岸15市町村も足並みをそろえ法人化や集団化を前提とする国庫補助事業等に限定し、地方税法の減免特例と同じく減免するため条例による減免措置を講ずるものでございます。この対象補助事業ですが、3ページの別紙2をご覧いただきたいと思っております。今回町税条例を改正するに当たりまして、町税条例施行規則附則に第3項を加えております。1号から9号までの事業補助金は復旧復興するに当たり事業拡大、集約するための事業主体は新たな組合、生産法人、団体等を設立し、国県から許可を受けた団体等と限られております。この団体等を減免措置の対象とするものでございます。

なお、代替措置につきまして地方税法の規定が対象となる場合には、地方税法の特例規定が優先適用となります。また、減免措置により減免した固定資産税につきましては今年度は震災復興特別交付税で補填されることとなっております。これにつきましては、県が総務省から回答を得ております。ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第96号山元町町税条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第8. 議案第97号から、日程第11. 議案第100号までの4件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。議案第97号について、保健福祉課長渡邊隆弘君。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。それでは、議案第97号山元町介護保険条例及び山元町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。説明に当たりましては、別紙配布の第4回議会定例会配布資料No.7に基づいて説明させていただきます。

まず初めに提案理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、山元町介護保険条例及び山元町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

1改正の内容といたしましては、地方税の延滞金の特例割合の見直しにあわせて両条例の延滞金の特例割合を見直すものでございます。表内の説明となりますけれども、延滞金につきまして納期限1か月を過ぎた場合、特例での率を現行では本則と同じ14.6パーセントとしていたところを、改正後は特例基準割合に7.3パーセントを加えた率とし、上限を14.6パーセントとする、そういうものになります。また、納期限1か月以内の場合につきましては、特例の現行は前年11月30日における商業手形基準割引率に4パーセントを加えた率としているものを、特例基準割合に1パーセントを加えた率に改めるものでございます。なお、特例基準割合の説明でございますが、隔年の前年の10月から前年6月までの各月における銀行の新規短期貸付約定平均金利の合計を12で除して得た割合として隔年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合、これが1パーセントとなります。それに年1パーセントの割合を加算した率ということになります。

さらに、延滞金の率につきましては、地方税法及び地方自治法及び地方税法に委任されており、税法の基礎によりまして14.6パーセントと上限額が定められているということになります。下の表におきまして例示をお示ししますと、納期限1か月を過ぎた場合ですが、改正後の算出根拠といたしまして約定平均金利1パーセント足すこと、加算1パーセントで、これが特例基準割合ということになります。これに7.3パーセン

トを加えますので、特例での延滞金の率は9.3パーセントということになります。2
施行期日でございます。平成26年1月1日としております。

それでは、議案の1ページの方をご覧ください。本条例案につきましては、二つの条
例を一度に改正するものであり、第1条が介護保険部分、第2条が後期高齢者医療部分
の構成となります。新旧対照表につきましては、4、5ページが介護保険、6ページが
後期高齢者医療分になるということになっております。

以上、議案第97号についてご説明を申し上げました。よろしくご審査の上ご可決賜
りますようお願い申し上げます。

議 長（阿部 均君）議案第98号について、上下水道事業所長荒 勉君。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。それでは、議案第98号山元町農村基盤総合整備事
業分担金徴収に関する条例、これにつきましては農業集落排水の分担金でございます。
及び山元町都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例についてご説明
いたします。お手元の配布資料No.8でご説明いたします。

提案理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に
公布されたことに伴い、両条例の一部を改正するものでございます。改正内容でござい
ますが、延滞金の特例割合の見直しにあわせ両条例の延滞金に係る特例割合を見直すも
のでございます。

表でご説明いたします。農村基盤総合整備事業分担金でございます。延滞金でござい
ますが、納期限1か月を過ぎた場合、現行では14.6パーセントでございます。改正
後でございますが、特例基準割合プラス7.3パーセントとなっております。参考とし
て計算例をここに載せております。次に1か月以内の場合です。現行が7.3パーセン
ト、改正後は特例基準割合プラス1.0パーセントとなっております。

次に、都市計画下水道事業受益者負担金でございます。納期限1か月を過ぎた場合、
現行では14.5パーセントとなっております。改正後は特例基準割合プラス7.25
パーセントとなっております。参考にここに計算例を載せております。1か月以内の場
合、現行は7.25パーセント、改正後は特例基準割合プラス1.0パーセントとなっ
ております。特例基準割合の説明は先ほどご説明いたしましたので割愛させていただきます。

延滞金の率につきましては、農村基盤総合整備事業分担金につきましては国税通則第
6条の14.6パーセント、都市計画下水道事業受益者負担金については都市計画法第
75条で14.5パーセントにおいてそれぞれ上限を定めるものと規定されております。
施行期日については平成26年1月1日でございます。

議案第18号でございますが、第1条関係については農村総合整備事業分担金徴集に
関する条例でございます。第2条につきましては、山元町都市計画下水道事業受益者負
担金に関する部分の内容となっております。

以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上
げます。

議 長（阿部 均君）議案第99号については、農業基盤整備推進室長渡邊武光君。

農業基盤整備推進室長（渡邊武光君）はい、議長。それでは、お手元の資料、第4回定例会配布資

料No.9をご覧いただければと思います。

条例議案の概要でご説明させていただきます。議案第99号山元町公共物管理条例の一部を改正する条例でございます。こちらも地方税法の一部を改正する法律、平成25年3月30日に公布されたことに伴いまして、山元町公共物管理条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、納期限を1か月を過ぎた場合、延滞金本則現行であれば14.5パーセント、こちらの方が改正後特例基準割合プラス7.25パーセント、上限で14.5パーセントというふうな改正内容でございます。特例の基準割合でございますが、隔年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸付約定平均金利の合計を12で除して得た割合として隔年の前年の12月15日まで財務大臣が告知する割合に年1パーセントの割合を加算した割合というふうなことでございまして、延滞金の率につきましては、道路法第73条及び河川法74条第5項の規定によるものでございます。

例といたしまして、下表に短期貸付約定平均金利が1パーセントの場合の延滞金の例を示しております。25年現行14.5パーセントの場合、約定平均金利1パーセント、それから加算1パーセントプラス7.25パーセントとなりまして、改正後は9.25パーセントというふうになるものでございます。施行期日につきましては、平成26年1月1日となっております。

1ページ、山元町公共物管理条例の一部を改正する条例でございますけれども、附則第1号1項に見出しとして施行期日を付しております。附則第2項に見出しとして経過措置を付し、附則に次の1項を加えております。3項当分の間、第6条の2第2項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合はこの規定にかかわらず隔年の特定基準割合第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合を言うが、7.25パーセントの割合に満たない場合にはこの年中においては当該特定基準割合適用年における特定基準割合に7.25パーセントの割合を加算した割合とするというふうなことで、概要と同様の内容となっております。

以下、附則につきましては割愛させていただきます。以上です。

議長（阿部 均君）議案第100号について、まちづくり整備課長森 政信君。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。議案第100号山元町道路占用料条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。第4回議会定例会配布資料のNo.10の条例議案の概要にてご説明いたしますので、ご覧いただきたいと思っております。

条例改正の理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、山元町道路占用料条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容をご説明申し上げます。表、延滞金でございますが、納期限後1か月を過ぎた場合、本則では14.5パーセントでございますが、改正後の特例は特例基準割合プラス7.25パーセント、上限が14.5パーセントに改正するものでございます。特例基準割合及び延滞金の率につきましては、先にご説明あった内容と同等でございますので、記載内容で省略させていただきます。例といたしまして、短期貸付約定平均金利が1パーセントの場合についてご説明申し上げます。表中、延滞金納期限後1か月を過ぎた場合、現行14.5パーセントでございますが、改正後平成26年度9.2

5パーセントとなります。改正後の算出根拠につきましては、約定平均金利プラス加算プラス7.25パーセントということで、それぞれ加算され9.25パーセントとなります。施行期日につきましては、平成26年1月1日でございます。

改正条例の議案1ページにお戻りください。ただいま延滞金の割合の特例をご説明申し上げましたが、附則でございます。附則、施行期日、この条例は平成26年1月1日から施行する。2延滞金に関する経過措置でございますが、改正後の山元町道路占用料条例の規定は延滞金のうち平成26年1月1日以降の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものでございます。以上、議案第100号山元町道路占用料条例の一部を改正する条例をご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。質疑される方は議案第何号と明示の上、質疑願います。――質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。――討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第97号山元町介護保険条例及び山元町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）これから議案第98号山元町農村基盤総合整備事業分担金徴収に関する条例及び山元町都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）これから議案第99号山元町公共物管理条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）これから議案第100号山元町道路占用料条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は10時55分といたします。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第12. 議案第101号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。それでは、議案第101号平成25年度山元町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。お手元に補正予算附属説明書もご準備いただければと思います。

今回の補正の規模でございますが、歳入歳出の総額に5億6,996万円を追加いたします。その結果、歳入歳出総額が548億8,720万5,000円となるものでございます。あわせまして、第2条債務負担行為の追加及び変更を行ってございます。第3条地方債の追加、変更も行っているものでございます。

それでは、歳出の方からご説明いたしますので、14ページお開きいただければと思います。14ページでございます。歳出、総務費総務管理費からご説明いたします。一般管理費でございますが、給料180万円ほど増額してございます。こちらは9月1日以降の人事異動等に伴います職員給料の増加でございます。その下、職員手当等でございますが、700万円ほどこちらも増額補正してございます。これは職員手当、いわゆるプロパー職員の時間外手当及び地方派遣職員の時間外手当の増というものでございます。そのほか、各款に人件費の増がございまして、同様の理由でございまして詳細は省略させていただきます。

その下、償還金ご覧いただきたいと思っております。昨年度、24年度の後期高齢者医療広域連合職員派遣経費の負担金の返還でございます。これは24年度分の実績が出まして、その精算で返還金をこちらから支出するものでございます。続きまして、財産管理費でございます。委託料といたしまして330万円ほど計上してございます。こちら、附属説明書もあわせてご覧いただければと思いますが、1ページでございます。1ページの上段をご覧いただきたいと思っております。新庁舎建設の基本構想策定業務委託料でございます。こちら、事業概要でございますが、新庁舎建設のために基本構想の策定支援及び策定業務を行うものでございます。こちら、庁舎の将来像を策定するものでございまして、基本構想の中におきましては庁舎建設の必要性、規模、実施時期、建設場所等を明確にするというものでございます。今回補正に上げた理由でございますが、こちら、総務省から通知がございまして、その財源でございます震災復興特別交付税及び関連の地方債

の活用を考えますと27年度の本体着工が必要ということで、今の時点での基本構想の業務委託の補正予算の形状となったものでございます。

続きまして積立金でございます。23億円ほど、こちら計上してございます。こちら、附属資料でございますと1ページから2ページにわたるかと思えます。まず、震災復興基金の予算積み立てといたしまして8億6,000万円ほど積み立ててございます。こちら、内訳は附属資料の1ページの下の方をご覧いただきたいと思えます。まず、震災復興関係の寄附金といたしまして300万円ほど計上してございます。こちらはご覧のとおり期間の間にこちらに寄附があったものでございます。資料、おめくりいただきまして2ページでございます。こちらもお説明いたしますが、津波被災住宅再建支援分といたしました県から追加交付がございました。43億円のうち34億円ほどは既に交付されておりましたが、残りの8億6,000万円について県の方から確定通知があったことから、今回こちらを積み立てるといような補正予算になってございます。以上が震災復興基金でございます。

その下でございます。震災復興交付金でございます。こちらにつきましては、第7回の申請の追加交付分でございます。内訳につきましてはご覧のとおり文科省分、環境省分、国交省分ということで9事業について今回積み立てをしているというものでございます。合計額が14億9,000万円というものでございます。

予算書にお戻りいただきまして、予算書の総務費の20目をご覧いただきたいと思えます。総務管理復興推進費でございます。役務費、工事請負費でユニットハウスの増設手数料及び電源装置の工事請負費を計上してございます。こちらはりんごラジオのブースを増設するものでございます。現在無償貸与を受けておりますユニットハウスにあきが生じたことから、りんごラジオのブースを増設するというもので、その関連経費でございます。続きまして総務費の徴税費にまいります。14ページの下でございますが、こちら、役務費、委託料及び15ページの上の方をご覧いただきます、使用料、こちら計上してございます。あわせまして、附属資料の3ページをご覧いただければと思えますが、コンビニ収納にかかります導入経費でございます。事業概要をご覧いただきたいと思えますが、土日祝祭日を問わず24時間、全国のコンビニエンスストアで納税可能となるコンビニ収納を26年度の当初課税分、来年度の当初課税分から行うという経費でございます。導入税目についてはご覧のとおりでございます。町・県民税、固定資産税、軽自動車税、国保税の普通徴収分ということになってございます。補正理由でございますが、こういった政策経費は本来であれば当初予算で計上すべきものではございますが、調整に時間を要したということから、26年度の当初課税を考えますと今回の時期での補正が必要ということで、今回の予算の計上となったものでございます。

補正内訳はご覧のとおりでございます。補正額といたしまして550万円ほどということでございます。

それでは、予算書にまたお戻りいただきまして、民生費の方にまいります。15ページ民生費でございます。民生費老人福祉費でございますが、負担金補助金といたしまして900万円ほど増額してございます。こちら、後期高齢者の医療制度の療養給付の負担金の増でございます。こちら、制度的に昨年10月から今年の3月までに被災された方々の一部負担金の免除措置が延長になったということに伴いまして、その負担金を増加するというので、こちら、増額補正をしてございます。続きまして障害福祉費で

ございます。こちらの実績でございますが、430万円ほど計上してございます。障害者自立支援給付費の国及び県の負担金の返還金ということで、実績に基づいて返還するというものでございます。続きまして民生費の児童福祉費でございます。こちら、あわせまして補正予算附属資料の5ページもご覧いただければと思います。子供子育て支援システム導入事業の業務委託料でございます。こちら、国の制度でございまして、来年の10月から開始されます子供子育て支援新制度にかかりますシステムの導入費用、導入経費でございます。こちらは待機児童対策でございまして、保育サービスを希望する全ての申請される方に対しまして、全国の統一基準にのっとった保育の必要性というものをご認定するというようなシステムでございます。こちら、県の方から10分の10、全額補助金という形で来るものでございまして、県の方も今回の11月補正予算に計上しているということから、山元町の方でも今回の補正予算に1,400万円ほど計上しているとそういうものでございます。

それでは、民生費、16ページの方にまいります。児童措置費といたしまして、扶助費3,400万円ほど計上してございます。児童手当の増でございます。こちら、年度当初にこういう増は通常はあり得ないんですが、今回当初予算を見積もる際に昨年度ありました子供手当から児童手当への変更、こちらを見込まずに当初予算を計上してしまったということから、児童手当が不足するという事になったものでございまして、3,000万円ほど、こちら、計上してございます。続きまして母子福祉費、こちらをご覧いただきたいと思っております。こちらも扶助費でございます。こちらも当初予算での見積もりが適正でなかったものでございます。母子・父子の家庭医療費助成増でございます。80万円ほど計上してございますが、これも昨年度は医療費減免を実施していたということがございましたが、今年度は実施していないにもかかわらず減免のままで積算をしてしまったということから、80万円ほど足りなくなったというものでございます。

続きまして衛生費でございます。衛生費、予防費も若干触れておきます。財源内訳の変更でございますが、こちらは風疹の予防接種補助金でございます。町の単独事業として実施するという事から実施しておりましたが、県の方から財源が来るということが確定いたしましたので、その財源を計上しているものでございます。続きまして、上水道復興推進費でございます。補助金といたしまして2,900万円ほど、こちらは減額してございます。こちらは附属資料の6ページもあわせてご覧いただければと思います。こちらは新市街地の水道施設の補助金でございまして、こちらにつきましては現在事業進捗が進んでいるということもありまして、債務負担行為も含めました事業の調整を行う。25年度、26年度の事業間調整を行いまして、今回につきましては26年度の現年度予算を2,900万円ほど減額するというもので、後ほど説明しますが債務負担行為に同額を計上している。そういうような年度間の調整というものをやっているものでございます。

続いてでございます。衛生費の清掃費でございます。災害廃棄物処理事業費をご覧いただければと思います。委託料といたしまして40億円ほど減額してございます。こちら、附属資料説明書でございまして7ページもあわせてご覧いただければと思います。こちら、災害廃棄物処理事業につきましては23年度から実施しております。この事業につきましては、環境省の査定が入ったということから、上限額が決定されましてその補正を行っているものでございます。内訳、附属資料をご覧いただければと思いますが、

仮置き場の管理業務委託料、運搬業務委託料、仮置き場の復旧の委託料、こちら、ご覧のとおり減額してございます。逆に県に対する負担金は27億円ほど増額しているというような補正内容になってございます。また、追加もご覧のとおりで、新たな業務委託につきましてご覧のと通りの補正をしております。その増減を合わせまして今回の補正といたしましては全体では41億円の減ということでございますが、この部分につきましては13億円の減ということになってございます。

続いて17ページをお開きいただければと思います。こちら、いまご説明したものの続きでございますが、災害廃棄物処理業務委託費の負担金の増でございます。27億円の、こちらは増でございます。環境省査定ということで、こちらにつきましても増額ということでございます。それでは、清掃復興推進費にまいります。こちらにつきまして、附属資料でございますと9ページをご覧いただければと思います。こちら、9ページをご覧いただければと思いますが、浄化槽の整備事業でございます。まず一つ目でございますが、下水道施設農業集落排水設備が被災いたしまして沿岸部、具体的に申しますと磯地区、中浜地区の孤立された地域にお住いの方々の下水道復旧が困難になったということから、その代替といたしまして浄化槽を設置するというものでございます。こちらにつきまして一般財源及び交付金を使いまして2,700万円ほど計上する、増額補正をするというものでございます。2もご覧いただきたいと思いますが、戸別移転、地震被害による住宅等再建する方につきましても浄化槽の設置費の一部を補助するということから、こちら、370万円ほど計上してございまして、合わせまして3,000万円ほど浄化槽の設置ということで今回増額補正を行っているものでございます。

それでは、農林水産業費にまいります。農林水産業費のうち、農業振興費をご覧いただければと思います。附属資料で申しますと10ページもあわせてお開きいただければと思います。こちら、夢いちごの郷の陳列スペースが不足しているということから、施設の増設を行うものでございます。ユニットハウスのあきが生じたので、そちらを設置いたします。また、あわせましてエアコン、洋式トイレをあわせて整備するというもので、そちらの予算といたしまして130万円ほど計上しているとそういう状況でございます。続きまして農地費です。用水対策費補助金でございます。附属説明資料は11ページをお開きいただければと思います。坂元地区の用水でございますが、ことしの夏の渇水、降水量が減ったということによりましてため池の貯水量が不足いたしました。その結果、亘理土地改良区及び用水組合が管理しておりますポンプ場の運転経費が増大したということから、そのかかり増し経費、具体的に申しますと電気料につきまして用水対策費補助金として今回増額補正をしてございます。また、あわせまして個人の方の揚水ポンプも活用したということから、補助金を計上してございます。内訳はご覧のとおりでございまして、合わせまして190万円ほど増額補正をしているものでございます。

それでは、農業復興推進費の補助金をご覧いただきたいと思います。附属資料は12ページかと思っております。東日本大震災農業生産対策交付金でございます。こちら、津波により流出いたしました野菜やイチゴ、水稻等の生産資材及び土壌の改良資材につきましてJA宮城亘理を經由しまして農家の方々に補助をするものでございます。その内訳はご覧のとおりでございます。野菜生産資材7戸、イチゴ生産資材38戸、水稻生産資材18戸、土壌改良資材268ヘクタールということで、こちら、国県の補助を合わせま

して6,700万円ほど今回増額補正、県の内示がございましたので増額補正をするものでございます。

続きまして農地復興推進費でございます。附属資料は13ページになるかと思えます。1,600万円ほど計上してございます。こちら、今現在行っております山元東部地区の農地整備事業圃場整備事業の経費でございます。宮城県の方で、県の事業でございますので第7回申請にあわせまして町負担分も合わせて計上しているというものでございます。具体的な費用といたしまして、測量試験及び換地費用ということで1,600万円ほど計上してございます。県の方でも今回の11月補正で予算化しているという状況でございます。

それでは、続いて土木費にまいります。予算書で申し上げますと18ページになります。資料で申しますと14ページから15ページにかかってございます。道路新設改良費といたしまして工事請負費1,700万円ほど増額してございます。まず一つ目でございますが、常磐自動車道の建設に伴いましてネクスコが搬出路の舗装工事を実施する。それにあわせまして久保間中山線の側溝工事をあわせて行うということで、600万円ほど今回計上してございます。その場所につきましては、15ページの地図に書いてございます。下の方に書いてございますが、久保間中山線でございます。また、あわせまして地域の元気臨時交付金、こちらが限度額が示されております。こちらが約3,800万円ほど国から財源が来ました。それにあわせまして、今回新たに道路改良工事を行うものでございまして、鷲足山崎北線及び下郷館下南線ということで、こちらで1,100万円ほどでございまして、合わせまして1,700万円ほど計上してございます。なお、この元気臨時交付金につきましては16ページをお開きいただければと思えますが、16ページの、こちら、地図上に示されております今ご説明しましたのは黒枠で覆われている②、⑥でございまして、既に当初予算及び9月補正等で計上しております一般財源を充当して行う予定であった鷲足山崎北線、それから浅生原下宮前西線、これらの財源を今回の元気臨時交付金で振りかえてございます。それによって一般財源が浮いたというか使わなくてよくなったという状況でございますので、あわせてご説明させていただきます。

それでは、道路橋梁復興推進費にまいります。資料で申しますと17ページもあわせてご覧いただければと思えます。1,400万円ほど公有財産購入費、計上してございます。こちらは避難路でございます上平磯線の整備事業でございます。第7回の交付金申請にあわせまして用地費を補正しているものでございまして、内訳はご覧のとおりでございます。なお、その箇所につきましては18ページの地図に書いてございます。18ページの下の方に町道上平磯線の区域が示されておりますので、ご覧いただければと思えます。

続きまして、土木費の住宅費にまいります。公営住宅建築事業費でございます。こちら、1,600万円ほど計上してございます。こちらは19ページもあわせてご覧いただければと思えます。災害公営住宅建築事業といたしまして1,600万円ほど計上してございます。その補正理由につきましては、復興交付金の第7次申請分の交付決定及び事業調整でございます。25年度、26年度の年度間調整も行いまして、その結果、ご覧のとおり駐車場の工事請負費につきまして各地区についてご覧のとおり増減がございまして、こちらで約1,600万円ほどの増額補正ということでございます。その下

でございます。土木費の下水道費でございます。あわせまして、20ページも資料としてご覧いただければと思います。こちら、1,100万円ほど計上してございますが、下水道管渠被害調査を実施しましたところ、想定を上回る被災箇所が確認されましたことから、こちらについて増額補正ということで一般会計から下水道事業会計へ繰り出すという経費でございます。その下でございます。下水道変更認可事業補助金でございます。こちら宮城病院地区を下水道区域として追加する経費につきまして、一般会計から下水道会計へ繰り出すというような補助金でございます。合わせまして1,100万円ほどの計上でございます。

それでは、土木費の都市計画費にまいります。都市計画費の都市計画復興推進費、ご覧いただければと思います。附属資料で申しますと21ページから23ページあたりになるかと思えます。こちら、まず報償費でございます。遺構保存のあり方検討委員会報酬、こちら、委託料もご覧いただければと思いますが、中浜小学校遺構保存調査業務委託料、あわせまして中浜小学校の遺構としての保存の経費でございます。こちらは附属資料で申しますと23ページをお開きいただければと思います。今回の補正額といたしましては、合わせまして330万円ほどとなっております。中浜小学校の遺構保存調査事業に要する経費でございます。補正理由といたしましては、中浜小学校を校舎遺構として保存することにつきまして、交付金の7回申請におきまして調査検討の経費がついたということから、今回計上しているものでございます。今年度分、25年度分として計上いたしますのは前払金の相当額と検討会の委員さんの謝礼1回分ということとなっております。その内訳につきましてはご覧のとおりでございます。1回分の謝礼と調査の業務委託料ということで基本調査、耐震調査等々の内容になってございます。以上が中浜小学校の遺構保存調査の内容でございます。

続きまして、資料で申しますと21ページに若干お戻りいただければと思います。こちら、新市街地の設計施工一括発注につきまして事業の調整を行ってございます。ご覧いただければと思いますが、21ページ、防災集団移転促進事業につきましては約3億円ほど減額、津波復興拠点につきましては1億3,000万円ほどの減額、上下水道管路整備事業につきましては4億円ほど減額しまして、合わせまして8億4,000万円ほどの減額となっております。こちら、補正理由をご覧いただきたいと思いますが、第7回申請分の交付決定もございました。さらには、25年度、26年度間の事業間調整も行ってございます。内訳といたしまして、委託料につきまして防災集団移転促進事業につきましては山下地区、ご覧のとおり委託料を減額いたしております。また、宮城病院地区については宅地造成の委託料は増額、その他は減額ということになってございます。工事請負費でございます。トータルでは2億7,000万円ほどの減額でございますが、内訳は山下地区、宮城病院地区、ご覧のとおりとなっております。津波復興拠点整備事業でございます。こちら、委託料につきましてはトータルで8,500万円ほどの減額ございまして、山下地区、坂元地区、こちら内訳はご覧のとおり増減となっているものでございます。

22ページをお開きいただければと思います。工事請負費につきましてはトータルで2億2,000万円ほどのこちら減額となっております。山下地区につきましては増額、坂元地区にいたしましては造成工事を減らしまして、その他は増額という内容になってございます。上下水道の管路整備事業、トータルで4億円ほど減額でございます。

が、内訳としましては山下地区が約3億円の減、坂元地区が7,000万円の減ということで、こちら、25年度、26年度間の事業間調整を行っているというものでございます。

以上が新市街地整備事業の事業調整の内容でございます。

それでは、その下、資料でいいますと22ページの下でございます。調書で申しますと予算書でございますと19ページの17節でございますが、復興関連道路新設改良事業関係用地購入費増ということで、こちら、浅生原笠野線の用地買収費用といたしまして560万円ほど計上してございます。この箇所につきましては、戻ることになりますが、18ページの方の地図の方をご覧いただければ浅生原笠野線の用地買収の範囲がわかるかと思っておりますので、ご覧いただければと思います。こちらについての今回補正をしているというところでございます。

以上が土木費でございます。

続きまして、教育費の主なものをご説明いたします。教育費につきましては、20ページの社会教育費文化財保護費をご覧いただければと思います。資料につきましては25ページから26ページもあわせてご覧いただければと思います。こちら、鷺足地区の土取り場の付近の発掘調査事業でございます。文化財保護法に基づきまして文化財の記録保存を行うための調査費用でございます。500万円ほど計上してございます。26ページにその内容というか範囲が示されてございます。今回発掘予定地ということで黒い線で囲まれているところを今回発掘するというものでございます。以上が教育費でございます。

それでは、災害復旧費にまいります。予算調書で申しますと20ページでございます。附属資料で申しますと27ページでございます。こちら、9月16日に発生いたしました台風18号の被災箇所の単独災害での復旧工事でございます。箇所数で申しますと、道路災が7路線11か所、河川災が5河川7か所でございます。その詳細な位置については28ページをお開きいただければ詳細な位置図が載ってございますので、こちら、ご確認いただければと思います。

それでは、続きまして公共土木施設の補助災害復旧事業でございます。予算書で申し上げますと21ページの上の段でございます。資料で申しますと29ページでございます。こちら、台風18号の、こちら、復旧でございまして、河川災の4河川ということで4か所でございます。その箇所につきましては30ページの地図をご覧いただければご確認できるかと思っております。それでは、続きまして災害復旧費の文教施設災害復旧費、ご説明いたします。公立学校施設災害復旧費でございます。31ページの附属資料をご覧いただければと思います。今回、山下第二小学校の新築復旧事業といたしまして8,400万円ほど計上してございます。後ほどご説明しますが、債務負担行為につきましても約3億円ほど計上しているという内容になってございます。その補正理由でございしますが、震災によりまして壊滅的な被害を受けまして、現在山下小学校に併設しております山下第二小学校の併設状態を早急に解消する必要があるということで、今回災害復旧事業を活用いたしまして移転新築として計画をしているというものでございます。今回の補正の内訳でございますが、まず公有財産購入費、土地の買収費用といたしまして5,200万円計上してございます。その役務費、いわゆる用地買収に伴います印紙代でございます。こちらとして10万円を計上してございます。基本設計、実施設計の今

年度の前払金相当分ということで3,000万円ほど計上しているというところで、合わせまして8,400万円ほどの計上ということになってございます。こちらにつきましては総事業費につきましては先日の教育長からもございましたが、本体については約13億円程度を見込んでいるという状況でございまして、それを見据えた形での用地買収及び基本設計に入るといふものでございます。以上が災害復旧費でございます。

それでは、歳出は以上とさせていただきます、歳入の方にまいります。予算書11ページをお開きいただければと思います。歳入につきましては主なもののみご説明とさせていただきます。

まず、歳入でございます。地方交付税でございますが、1億6,000万円ほど計上してございます。こちらは震災復興特別交付税ということで、新市街地の整備に伴いまして事業調整を行いましたので、その結果、震災復興特別交付税が減額になっているというものでございます。その下、国庫支出金、こちらにも主なもののみご説明いたします。災害復旧費国庫負担金でございますが、公立学校施設災害復旧費負担金、先ほどご説明いたしました山下第二小学校の分でございます。こちらといたしまして3,400万円ほど国庫支出金を計上しているというものでございます。その下、同じく国庫補助金でございます。主なものだけご説明いたしますが、衛生費の国庫補助金、災害廃棄物の処理事業補助金としまして11億円ほど、こちら、減額してございます。環境省査定によるものでございます。それから土木費の国庫補助金でございます。こちらにも震災復興交付金14億円ほど増額してございます。こちらは津波拠点整備事業及び避難道路の整備事業等の経費でございます。その下、先ほどご説明いたしました地域の元気臨時交付金3,800万円ほど限度額の数値がございましたので、こちらを計上してございます。

続きまして12ページにまいります。県支出金でございます。総務費県補助金といたしまして8億6,000万円ほど震災復興基金を計上してございます。これは津波被災者の生活再建支援ということで、43億円の残り部分が今回計上されているというものでございます。それから衛生費の県補助金、先ほども若干触れましたが感染症予防対策事業補助金、風疹の補助金につきましては今回県の方から示されてございます。それでは、繰入金の方にまいります。基金繰入金でございます。財政調整基金、今回基金の取り崩しをふやしてございます。6,700万円ほどふやしてございます。その下、逆に震災復興交付金の繰り入れにつきましては、事業調整を行ったことから3億円ほどの減額というものでございます。

それでは、13ページ、お開きいただければと思います。13ページも主なもののみご説明いたします。諸収入の雑入をご覧ください。雑入といたしまして4億円ほど減額してございます。これは新市街地上水道整備事業負担金でございます。こちら、アロケーションによりまして上下水道の整備事業分がございまして、その分の一般会計に入ってくる雑入分といたしまして、こちらにも事業調整を行ったことから4億円ほど減額しているというものでございます。その他、町債につきまして土木債、臨時財政対策債、災害復旧債等、ご覧のとおり増額で補正をしているというものでございます。

それでは、最後になります。債務負担行為をご説明いたします。5ページをお開きいただければと思います。4ページから5ページをお開きいただければと思います。こちら、今回追加といたしまして25事業計上してございますが、そのほとんどが継続事業でございまして、来年度当初から事業を行わなければならないということで契約行為の

ための債務負担行為設定でございます。それ以外について、主なもののみご説明させていただきます。

5ページをお開きいただければと思います。5ページの下から4行目でしょうか、中浜小学校遺構保存調査事業に要する経費、先ほどもご説明いたしました、26年度分といたしまして750万円ほど債務負担行為設定をしております。その二つ下でございます。山下第二小学校新築復旧に伴う用地造成等の経費でございます。こちら26年度分といたしまして3億円ほど債務負担行為を設定している、というものでございます。その下、変更がございます。新市街地整備に係ります経費といたしまして設計施工一括発注分でございますが、補正前116億5,500万円余りであったものと、補正後といたしまして116億3,600万円余りに変更するものでございます。こちら事業調整を行いまして、年度間の割り振りを変えたということでの債務負担行為の変更とご理解いただければと思います。

では、最後になります。7ページ、8ページでございます。地方債の追加も行ってございます。公共土木施設の補助災害、同じく単独災害、農林水産業施設の単独災害ということで、ご覧のとおり追加ということで地方債の補正を行ってございます。8ページにつきましては変更でございます、災害公営住宅建設事業につきましては300万円ほど起債を増額してございます。また、臨時財政対策債につきましては総務省から確定値が通知されましたので、120万円ほど増額しているというものでございます。

以上が第6号補正の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

1番（青田和夫君）はい、議長。債務負担行為の中浜小学校の遺構保存調査事業の要する経費なんですけれども、これの内訳をちょっと詳しく教えていただきたい。

事業計画調整室長（高久政行君）はい、議長。事業費の内訳についてお答えをいたします。まず、事業費の方につきましては検討会に要する報償費、それから基本調査として課題の整理からあり方検討会の運営法という部分と耐震調査という部分に分かれております。この中で、検討費の報償費については事業費総額としては65万1,000円、それから基本調査、計画策定等というような部分も含むんですが、その部分については694万1,000円、それから耐震調査、こちらの方につきましては382万2,000円。これらを合わせまして、総事業費としては1,141万4,000円という内訳になっております。その中で、今年度執行と見込んでいる部分については検討会、こちらの方は1回の開催、それから残りの基本調査、それから耐震設計、こちらの方は今年度契約行為を行いまして、前払金である30パーセント、この部分の支出をかけたと思っております。残りの検討会の3回分、それから委託費の70パーセント分、こちらの方を債務負担として設定をさせていただきまして、総額が753万5,000円という形の内訳でございます。

1番（青田和夫君）はい、議長。内訳の数字はわかったんですけども、それではこの遺構保存のものでどのようなイメージしているのかお伺いします。

事業計画調整室長（高久政行君）はい、議長。遺構保存のイメージというご質問でございますが、現在、遺構をどのような形で保存するのか、保存の可否も含めて現在決定をしていると

いう段階ではございません。これらはアンケート調査、それから当然建物自体の耐久性、それらも含めまして検討委員会の中であり方というものを検討して決定してまいりたいと考えております。

1 番（青田和夫君）はい、議長。保存するに当たって他県の調査どのぐらいしたんですか、これ。
事業計画調整室長（高久政行君）はい、議長。他県の調査というか、似たような形のものということでちょっとすみません、場所はすぐ頭の中に浮かんでこないんですが、火山で被災した小学校を保存しているところがあったり、それからあと2件、3件のそういう災害遺構として残っているところ、残しているところ、それらについてどのような運用されているのか、そういう部分については調査をしてございます。

1 番（青田和夫君）はい、議長。今の学校のあれは長崎の普賢岳の件だと思うんです。火砕流のもので。あとは——関係でもいろいろやっている。または長崎の原爆ドームありますよね。広島もそうだけれども、それと同等のようなことを考えているのか。そういう意味で他県のものということで聞いたんです。それではお伺いしますけれども、今回の被災を受けた宮城県、福島、岩手、青森、どこが遺構で残そうとしているんですか。お伺いします。

事業計画調整室長（高久政行君）はい、議長。県内の遺構保存を想定しているところ、それらについてはまだちょっと詳しく調査をしておりませんので、それからまだ県の方でそれらの検討会も行われるという部分がありますので、それらの動向を見据えて考えていきたいと思っています。

1 番（青田和夫君）はい、議長。県の方がどうのではなく、我々の町の件の話でありまして、そのところをこのモニュメントとして残すということは非常にいいことだと私は個人的に思っているんです。それを先ほどの説明の中で調査費でどういうふうにするかわからないけれども、他のところの今現在やっているところは一つの例を言うと言物物が保存される。そういった場合は周りを鉄柵で鎖で囲ってしまっ中に入れないようにしている。そして、入口のところに掲示板みたいなものを立てて当時の写真等々をずらっと並べて、そして言葉では悪いけれども観光です。バスが入ったときにそれを見る。そして来た人は納得する、または今の既存の中浜小学校にある品物も一つの中から出してこうなんだと。例えばプレハブでも何でもいいです。そういうのは補助が出ますよね。今回この件に関して町の持ち出し等々がありますけれども、今度は修繕補助の件もありますよね。変わりました。そこの辺はどうなっているのかお伺いします。

事業計画調整室長（高久政行君）はい、議長。遺構を残すとした場合のその運用の形であります、議員のおっしゃられるように柵をして中に立ち入らせないという部分もありますし、中をちゃんと入っていただいて中で資料展示というような形態もあろうかとは思いますが。維持管理費の部分も含めてそういうどのような運用をするとどのぐらいの経費がかかるのか。そのような部分を見据えて方向性を定めていかなければならないというふうに考えております。

1 番（青田和夫君）はい、議長。それで、先ほどお伺いしましたけれども、被災地でほとんどの被災を受けたところでは取り壊しをしています。修繕補助の件がありまして、今残そうとしているのが南三陸です。三陸当たりでは残そうではないかという議論がなされているところでもあります。ですから、仮に山元町が1か所あるのであれば北の方に1か所ある、また岩手、青森はどうなるかわかりませんが、いろいろな補助を活用して既

存の形で残して、そして語り部とかの人たちがおりますよね。そういう人たちが小さな休憩場所でもいいです。そういうボランティア活動みたいな人を入れてやればそこその経費はかからないのではないかと。そういう意味合いでこの件に関してお伺いしました。町長、その辺はどうなのか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まず、県内の被災自治体の中でこの遺構問題に取り組むという関係、少し私からも補足させていただきますけれども、議員からご指摘いただいた南三陸、それから女川、石巻、そして山元町あたりが主な今検討を進めつつある自治体というふうなことでございまして、あとはどういう形で残すかということはこれもいろいろ将来の問題もございまして、あるいはまた視察に来られた方に対するインパクトといたしますか、あるいは我々の子々孫々に対するインパクトというその辺の兼ね合いをどういうふうにしたらいいのか、本当に全体を残さなければならないのか、部分的に今のビデオ技術なども駆使しながらとか、そしてまた町内では議員ご指摘のような語り部の活動、動きも最近大分活発になってきておりますので、そういう皆さんのお力添えを得ながら少しでもいい形で、維持管理のかからない形で対応していけるような方向性を、仮に残すとすればそういう方向を模索しなければならないのかというふうに思っております。

1番（青田和夫君）はい、議長。今町長からそういうお話を聞きましたけれども、一番の調べた中では中に入れる、一般の人を被災を受けたのを見に来た人たちがその建物の中に入るとどうしても傷みが激しい。その激しさを除去するためには、先ほど話したようなポールを立ててチェーンでも張って入れないようにしてやるというのが一番長もちさせることができるのではないかと。そのようなことがありましたので、あえてお伺いしました。

事業計画調整室長（高久政行君）はい、議長。今議員の方からお話いただきました部分というのもあると思いますので、その辺、十分に検討委員会等の検討材料の一つとして取り上げさせていただきますので、将来的にも大きな負担にならないような形の遺構のあり方といたしますか震災の伝承の仕方、そういう部分について検討してまいりたいと思います。

1番（青田和夫君）はい、議長。わかりました。そのように金のかからないように永久的にもつような形でやっていただければ。

次、その下なんですけれども、山下第二小学校の新築復旧に伴う用地造成の件なんですけれども、このところでちょっとお伺いしたいのは造成部分というのは国からの補助で行うと理解していると思うんですけれども、この用地は買い上げるのかどうか、その辺をお伺いします。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。お答えいたします。今回の山下第二小学校の再建につきましては、文部科学省の災害復旧の補助事業を活用させていただくと。今回の東日本大震災に限りまして移転復旧する際の用地取得費、造成費について本来はただ単の災害復旧でありますと補助対象外になっておったところを、今回補助対象ということで国が認めた事業でございまして、用地費につきましても補助対象ということで進めさせていただきたいと考えております。

1番（青田和夫君）はい、議長。今課長からお話がありましたけれども、それ事実ですよ。ちょっとその辺私確認していなかったので用地までということで理解していいわけですね。はい、わかりました。

次、これが仮に前に進んだ場合、概算で、大枠でいいんです。実施設計とか基本設計もまだできていないんだからその辺でどれぐらいの内訳みたいな形でかかるのか。概

算でいいですからちょっとお伺いします。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。それでは、概算ということでお話しさせていただきたいと思えます。一般質問の中でも教育長の方から答弁ありましたとおり、校舎、屋内運動場、プール等の建造物の建築で約13億円……。

校舎につきましては約9億円程度になるかと思えます。プールで1億円、屋内運動場で2億円、あといろいろな附帯工事等で全体で13億円というふうな形になるかと思えます。あと、今回の補正予算と債務負担の方に計上させていただきましたが、基本設計と実施設計で予算化しているものと債務負担合わせて8,000万円ほど、あと用地取得費で今回の補正で5,200万円ほど、あと債務負担の中で土地の造成設計と造成工事に係る部分とで2億5,100万円ほど、あと事務費等々で約1,000万円等を見込みまして最終的に総額では約16億9,000万円ほどぐらいを一応想定させていただいているところですが、最終的には基本設計、実施設計を取り組ませていただいた中で金額等につきましては算出できるものと考えております。

1番（青田和夫君）はい、議長。大体大枠では17億円ぐらいと計算していいわけですね。わかりました。

それで、この件に関しまして学区の方の説明はどのようにしているんですか。要するに、新市街地等々の話でその中の一画として話は説明していると聞いておりますけれども、学区、例えば山二小学校の保護者の人たちを集めてお話を説明をした。現在の既存のところは山下小学校の例えばPTAの方には話がまだいっていなかったり、そういう話が聞くわけです。ですから、そこの辺はどうなっているのかお伺いします。

教育長（森 憲一君）はい、議長。今のご質問にお答えいたしますが、方針そのものについて山下小、あるいは山下第二小学校という分けたくくり方ではなく、地域住民、それから保護者あわせての説明会というふうなことで、その一緒にあわせたのは2回ほどやってございます。新しいところでは8月の末にやってございます。それから、これも区長さん方、これは全域でございますけれども、正副の区長会議の中で3回ほど説明をしておるところでございます。それからPTAにつきましては、これは山下、あるいは山下第二小学校ということではなく、全体の中で町長との、私も入りましたけれども、ふれあいトークの中でお話などもさせていただいてきておるところでございます。

1番（青田和夫君）はい、議長。教育長の方からでは地域住民または区長会等々にお話をした。それは限られた一部だと私は認識しているんです。ということは、地域住民でも学区、要するに説明がありましたけれども、今までの学区は山下学区としての中に山二学区が入ってくる、それはそれでいいんです。いいんですけれども、その学区のやつの説明がきちんとなされているのかどうかを伺っているわけです。

教育長（森 憲一君）はい、議長。お答えいたします。基本的にはそういう学区別ということも私どもは考えたところがございますけれども、なかなか現状としては今年の検討委員会のそれぞれの説明会の状況の中で端的なお話をすれば非常になかなか集まっていけないというそういう状況がございました。そういった中では住民の方とそれから保護者の方と、ただ通知は例えば回覧板をお願いをし、あるいは広報で通知をし、さらにラジオ等そういうふうにもやっているんですけれどもなかなか現状は厳しいものがございました。それで、新たに8月のときには地区民の方々への広報を使った部分と、あわせて全体の保護者の皆さんにこれは学校の児童生徒を通して個別に配布をしてやったと

ころでございます。それでも実際にお集まりいただいたのは34名というふうな現状でございます。

1番（青田和夫君）はい、議長。ですから、説明不足だというのはそこから出てくるんです。要するに、例えば学区、または山下小学校の同窓生に聞いてみますと聞いていない、説明もわからなかったんだ、そういう声が多々あります。ですから、あえてその説明をどうなのかということは今聞いたわけなんです。または、山下小学校のPTAの人たちにも聞きました。そしたら説明は受けていないとそのような回答が返ってきたわけです。ですから、その説明をきちんとやっていただかなければ我々も困る。そう意味合いで今質問したわけです。わかりました。いいです。

教育長（森 憲一君）はい、議長。お話、保護者の方の、あるいは地域の方のお話を聞いていないということであれば私どもの周知の方法なりそういったものが果たしてどうだったのか。ただ、私たち教育委員会としては5月の広報で両面を使ってこの整備方針については周知をさせていただいたところもございます。ただ、それもまたお目に触れていないということであれば、それもあるいはPRなり広報が足りなかったのかというふうな部分もあるだろうというふうに反省をしなければならないだろうというふうに思います。ただ、私たちとしては今町でほかの地域住民の説明、あるいは保護者の方への説明と同様の手を尽くしていたということは間違いないところがございますので、目に触れていないと言われればそのとおりのかもしれません。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。再開は1時15分といたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時15分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

8番（佐藤智之君）はい、議長。15ページが一番下の児童福祉総務費委託料の子供子育て支援システム導入業務委託料、待機児童云々という説明ありましたがけれども、その附属説明書5ページ、具体的にもうちょっとこの内容的なことを知りたいもので、教えていただきたいと思います。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。子供子育て支援システム導入事業の關係の予算要求でございます。財政課長の方からも若干の部分はこの5ページ、附属資料5ページの方で説明申し上げたところですがけれども、さらに詳しくというようなことです。待機者解消というようなことで申し上げましたけれども、全国的なシステムというふうな關係から待機者解消などの部分も含まれるというようなところで、子供子育て支援法、この法の施行をにらんでのシステムの導入というようなことであります。

一つが保育の必要性の認定に当たって国の基準に従いましてその認定作業の方を行っていくというふうな中身、これが26年10月から実施されるというふうなところなんですけれども、例を申し上げれば認定の仕方も1号、2号、3号などというふうなぐあい認定区分の方などもございます。1号というのは3歳児以上で幼稚園の

イメージというようなところですよ。それから2号認定というのが3歳以上で幼稚園と保育をあわせたような形、それから3号といいますのが保育の部分というようなことで、そのような認定の仕方になってくるということなどもあります。

それからもう一つ、大きなものが全国共通システム、L G 1というふうなものなんですけれども、L G 1といいます。これの統計情報の集約というふうなことになってまいります。全国と同じシステムを使いますので、国の方でいろいろな統計ができるというふうな関係で全国ネットで各町村を結ぶというふうなことになっております。そのようなものが大きな中身というふうなことになります。以上です。

8番（佐藤智之君）はい、議長。附属説明書の23ページ、中浜小学校関係でございますけれども、下の方に耐震調査（建物）、この中でちょっと4項目わかりにくい表現があります。コア抜き調査、不動沈下調査、クラック調査、中性化調査、この4項目について中身を教えてください。

事業計画調整室長（高久政行君）はい、議長。耐震調査の内容についてご説明をいたします。コア抜き調査につきましては、例えば柱であるとか壁の部分、その部分を一部コアというか円筒状に抜いてその状況を確認をして、中に腐食が入っているかどうか、そういうような調査をする部分であります。それから不動沈下調査、こちらの方は全体の建物のゆがみであるとかそういう部分がないかという部分を調べる部分であります。それからクラック調査、こちらの方は建物のひび、地震もかなり大きく受けているということで、構造体にひびがあるかどうか。ひびがあればそこから水が入って腐食が進むというようなことになりますので、その部分のひびの調査。それから中性化調査の部分につきましては塩害等の、下の塩害調査の部分とも絡むんですが、塩害等の状況がありますので、その部分をどういう形で除去していくかというような部分の、その侵食の度合いを調査するような内容になっております。

8番（佐藤智之君）はい、議長。わかりました。最後、もう1点ですが、第二小学校関係で現在第二小学校に在学中の生徒数といいますか、また仮にこの場所に完成した暁にはその辺の生徒数の増減等の予測について伺います。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。まず現在の児童数ということでございますが、現在105名の児童でございます。それで、今後の児童の推移でございますけれども、山下第二小学校の今後の児童数の見込みですが、年度でちょっとお答えしたいと思います。26年度で106名、27年度で106名、28年度90名、29年度で84名ということで、整備された段階というのがどの段階になるかあれですけれども、そのような段階で児童が推移しているという状況でございます。

あくまでも住民基本台帳から推計させていただいた数字でございます。

8番（佐藤智之君）はい、議長。今お答えいただいた26年、27年は106名ずつの予測、28年度でぐんと下がって90名に落ち込む。この辺の原因等はどのように分析されるのか。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。最後の言葉、ちょっとお願いします。（「28年度で約16名減ります、予測では。その辺の減る要素がどのような要素があるのか」の声あり）

ここの減少でございますけれども、今回の震災の影響もあるかもしれませんが、社会増減等で住民基本台帳からその年代に入学する・卒業するという増減を加味した段階でこのような数字になったということをご理解いただきたいと思っております。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

12番（佐山富崇君）はい、議長。中浜小学校の遺構保存調査で青田同僚議員から質疑がありましたが、その中で基本調査ということがありました。その中で耐震設計という話も出ました、ご答弁の中に。設計までやるんですか。

事業計画調整室長（高久政行君）はい、議長。耐震設計ということではなく、まず耐震調査をするという形で、先ほどちょっとご説明いたしましたコア抜き等の調査をいたします。その結果、どのような形で残すのであればどの程度の経費がかかるかというような部分の概略の設計というか、見積り的なものについては実施をしようと思っております。

12番（佐山富崇君）はい、議長。つまりはさっきは言葉が滑ってしまったというふうに理解していいんですね。さっき設計と言いました、間違いなく。

事業計画調整室長（高久政行君）はい、議長。私の認識としては設計と言ったつもりはなかったんですが、もしかすると口が滑って言ったのかもしれないので、そうであれば誤りだと思います。申しわけございません。

12番（佐山富崇君）はい、議長。わかりました。そういうことはよく私もありますのでより理解できます。

基本調査ということに項目はどの程度のことを項目が入るか教えてください。

事業計画調整室長（高久政行君）はい、議長。附属資料の23ページの方に項目立てを書いてございます。この中で現況把握と課題の整理、現地調査ということで、現地の状況であったり今までの、今回やる耐震の状況、それらを含めてどのような課題があるのかというような部分、それから現地の状況の確認をしていくということをまずいたします。それから、保全するとした場合の次の項目ですが、保全するとした場合の方針、どのような形で残していくのか。先ほど言った残し方と経費の問題、そういう部分も含めて検討いたします。さらには展示の方法、この部分ですが、津波の被災を伝承していく上でどのような展示の状況をしていけばいいのかというような部分を検討したいと思っております。

それから保全対策の検討ということで、残す際にどのような手法で残すのか。建物をどういう形で措置をして残していくのかというような内容になります。それから遺構のあり方に関する検討、これはあり方検討委員会、こちらの方の運営、それからアンケートなどを実施して、一般質問でもお話がございましたがそういうアンケートをするなどして民意を把握をする。そのような手法も含めて検討してまいりたいという内容でございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。ただいま一般質問ということが出ましたが、そのことを十分かみしめていただければこの質疑については終わりにしたいと思っております。十分かみしめてください。質疑でも改めてそれを聞こうと思ったんですが、課長さんからそういう話が出ましたので改めてかみしめていただければこの件に関しての質疑は終わります。

あとは第二小学校の件が先ほどから出ていましたが、教育長さんの答弁にどうも人集まらないんだ、説明会をしようと思ってもというお話がありました。教育者らしくない言葉だと私残念に思ったのでございますが、余りにも幾ら教育行政を預かっている身といたしましても余りにも行政的発想で人が集まったからどうだ集まらないからどうだというお考えを持っていたからいけないんだと思うんです。少なくともってその方々に理解をもらえばそれがどんどん広がるわけです。あるいは今回は第二小学校の父兄さん。何人集まるかわからないです、もちろん。あるいは忙しくて1人か2人しか来ないかも。

その方に理解もらえばさらにふえるわけです、だんだん。そういうお考えで説明会を今後やっていく気があるかどうか、まずお伺いします。

教育長（森 憲一君）はい、議長。先ほど青田議員の質問にお答えしました内容は、初めに地区ごとにどうかというふうなことでの質問だったので、そういうお答えを申し上げました。私どもにとりましては説明を尽くしていかなければならないというふうに思うところがございます。

12番（佐山富崇君）はい、議長。ですから、ご理解を願うというような立場でお考えになるからいけない。町長もそうなんです、ご理解ではないんです。ご理解を願うということとはなぜそうなるかという、最初自分で決めてしまうからこういう方向に持っていきたい。これでご理解願いたいとこうなるわけです。理解ではだめだ。共鳴してもらわなければならないんです。共鳴してもらうためにはどうするか。そのためにはゼロから一緒に考えなければならない。一緒に。自分の考えを最初打ち出したり自分の考えを頭に入れてしまってそれでどうですか、理解してくださいとこうなるわけです。どうしましょうか。こういうことはどうなんでしょうか。こういう形で説明を求めていくことが一番大事だと、共鳴を求めていくことが一番大事だと私は思う。ですから、1人だって2人だっていい。あるいは山下小学校学区の役員さんだけでもPTAの役員さんだけに集まってもらってまずお話しする。あるいは父兄さんの1年生の父兄さんに集まっていたりとか、それは人数少なくていいと思うんです。まずはご説明してご理解ではなく共鳴していただいてそうしたらその共鳴がどんどんふえていくのではないですか。そういう方向で町長さんにもお願いしたいものだとこういうふうに思っているわけです。そういう形で今後とも教育長さん、まだ説明どんどんしていくとか話し合いをしていくというお考えがあるかどうかあえてまたお伺いします。

教育長（森 憲一君）はい、議長。保護者の方々、あるいは地域住民の方々のその共鳴を得るべく、さまざまなそういう場の設定を設けなければならないだろうというふうに思います。

12番（佐山富崇君）はい、議長。

思うのではない。やる気持ちはきちんとあるんですかということをお伺いしているんですからそういう場を設けなければならないのではないかと考えておりますではだめなんだ。やりますかということをお伺いしている、私は。

教育長（森 憲一君）はい、議長。やります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。一つはちょっと山小から若干離れる。18ページの土木費土木管理費道路橋梁費のことだね、2項で先ほど工事請負費の中で財源の切りかえということがありましたが、それは歳入の方で見ればよかった。元気臨時交付金が認められたということで財源の振り替えということなんですが、この件については何回かお話ししているんですが、この辺の一般財源の活用の仕方について町として方針が、方針のもとにその活用を考えているのかどうかと言いますのは、この間もお話ししてきた経緯があると思うんですが、そういう財源が新たな財源が生れる。それを有効活用といいますか今まで使おうとしていたわけ。予定していたもの、一般財源で予定していたものがこの元気このこういった交付金でそれを使わなくて済むようになったということでしょうか。そういう形で確認してきたつもりなんですが、その際にそれは今いろいろな活用の仕方があると思うんですが、できるならば制度の狭間にいるといいますか被災

者の災害復旧関連のそういった方に有効活用すべきではないかとの間言ってきたつもりなんですが、町としてはこういったのがこういった財源が生れたのに対してどのような使われ方をしようと基本的な方針といいますかこうして生まれた財源はこういうのに使いたいというのは災害絡みで生まれてきた財源だと思うので、その辺のそしてその方針が徹底していないと使う方がわけもわからなく使ってしまうとそんなことはないと思いますが、各担当に担当の中で対応させるということになるとどうなるかということ、いろいろそういった不安心配もあるので町としても方針として確立されているならばその辺を示していただきたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。予算の執行の基本的な考え方になるわけでございますけれども、基本的には議員もご案内のとおり、目的別、性質別とかいろいろ分野別があるわけでございますので、まずそういうものを一定程度バランスをとらなければならないという基本的なところがございます。また、こういう震災のさなかでどういうふうにするのかという部分もございますので、絶えずそういう基本原則を執行部として共通理解をしながら予算の配分、査定、執行ということでやらせてもらっているというようなことでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。町長の基本的な部分が理解できていないようです。この間の求めてきたことに対しての今ですからそういった今ではちょっと答、私はちょっと理解できない部分があるんですが、簡単だからそういうもっと明確な方針といいますかというのが必要で使いやすくするためにとかどこから見てもわかりやすいそこで生まれた新たな財源はこういうのに使います。こういうのというのはそれはこういった際、こういった状況、復興財源の中から生まれてきた新たに生まれてきた一般財源というような多分あとゆっくり財政課長と相談しながらそういった使われ方、基本更新について少し整理して有効に活用していただきたいというふうなことにとどめておきます。その辺についてはあと財政課長と私も少し話をしながら有効に使われるような形で確認したいと思います。それから土木費関係、災害、新市街地関係のこの間何かずっと事業間の調整とか年度間の調整というのがたびたび出てくるんですが、これつながり見ていくと何かわからなくなるんだ、我々は。皆さんは整理されていると思うんだけど、きょうとは言いませんからこの辺少し当初からのつながりでどうなっているのかというようなことをわかるような書類とか聞けばすぐに返ってくるような資料を作成してほしい。思います。あっちにいたりこっちだって引いたり足したり実際に100、最終はその決算とかああいうところやって出てくるんでしょうけれども、でもその際にも真ん中の流れが見えないと最終的に我々決算のときにどう判断していいのかというのがわからなくなったりするということが予想されるので、その辺の整理はして今からしていただきたいとこれ要望で終わります。

次にたびたび出ていますその前に20ページの文化財保護費の財源です。506万6,000円、この辺どこから持ってくる財源なのかということを確認したいと思います。歳入見ればあれなんで、歳入見てもちょっとわからなかったものだからお願い。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。雑入として500万円ほど計上してございます。歳入の方でご説明します。先ほど説明省略させていただいたところでございますので、もう一度説明いたします。13ページをお開きいただければと思います。13ページの諸収入6項雑入1目雑入でございます。委託金といたしまして文化財保護費委託金ということ

で500万円ほど入ってございます。これは、こちらを開発します企業様からいただく雑入ということで、そちらの収入をもとに文化財の発掘を行う、調査を行う。そういうことでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。わかりました。次に、山二小関連の質問ですから21ページです。災害復旧費文教費のこの件につきましてはずっと出ているわけですが、そしてその中で集約されるのは説明不足理解を求める予測今共鳴という話も出ましたが、それはまずとりあえず置いておきまして、一つ確認しますのはここに上げられています基本実施計画、これが認められればどういうことになるのかということを確認したいと思います。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。お答えいたします。今回の補正予算に上げております基本実施計画の業務委託ですけれども、新たな第二小学校を再建する、建物を建てるための基本設計、実施設計を発注するものでございまして、その発注先の建物を建てる位置につきましては、関連してこの全ての議案可決ということで考えれば、新市街地の中で建設するための基本設計、実施設計の建物の委託料を今回計上しているということでご理解いただきたいと思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。ここでもう最終の姿が決まるということで受け止めていいんですか。実施設計ですからその辺の確認をしたい。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。建物の実施設計ということであれば、議員おっしゃるとおりのことでございます。建物はこのように建てたいということはこの実施設計の中で進めていくということでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。何だか第三者みたいな答え方しているので実質建物であればと建物の実施設計なんでしょう。明確にってください。建物であればそうですなんて誰かどこかの人が言っているような感じですからこれを認めればもう最終あの場所にこういう形の9部屋ある9教室あってここに何か室があって何室があってというそこまでの完成形というかまでの実施設計、そちらが実施設計の内容ということで捉えていいのかどうか。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。この予算をお認めいただければ、あそこに建てます校舎、屋内運動場、プールの実施設計をこの業務委託の中で進めていきます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。ですから、これがこう通ればもうそういう姿がもうでき上がるというふうに受け止めていいんですね。はい、わかりました。そのような学校ができて、そして先日来といいますか学区のことについて話ありましたが、従来の旧山小学区の新橋から新浜、そしてあの新市街地で学区を編成するという事なんですが、一番距離のあるこれまでの去年だって距離のあった通学距離です。実際新橋地区から今度できる場所までと旧山二小までの距離でどのような差が出てくるのか。

教育長（森 憲一君）はい、議長。新浜地区の場合は比較的近いのですけれども、遠い北側にある新橋、イメージとすれば落し堀のところをイメージしていただき、あそこが大体北のあれになりますので、あそこから山下駅までが約2.5キロメートルで、旧といいますか今までありました山二小学校が山下駅から約1.3キロメートル、これは直線ではなく道のりでございます、子供の歩く道のり。今回の今私どもが予定をしておりますところ、旧山下駅から1.3キロメートル、山下駅を基準にしますとほぼ同じ距離になります。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。それからまたわかりづらい、わかっていないんですけれども、行政区と学区との関係はどうなのかというふうな疑問がまだ解けないで私の頭の中では

解けないでいるんですが、あそこも今現在新市街地も山下学区なんだよね。山下区か。山下区のそうすると理解としては山下区の中に二つの学校ができるというかあるという理解でよろしいのかどうか。行政区との関係で。

教育長（森 憲一君）はい、議長。現在も、例えばこういうイメージをしていただければどうかと思うんですが、例えば牛橋区がございます。牛橋区の今までのおおむね県道の東側のおうちは例えば山下第二小学校に通ってきて、そこから西側の部分は第一小学校に通う。つまり、牛橋区の一部というふうな表現の中で、例えばそういったところが幾つかございます。今回ももしこういうそのとおり、予定をしたとおりになるとすれば今新市街地のところは行政区でいきますと多くが浅生原、そして山下。大体4分の3ぐらいが浅生原になると思います。残りは山下。そこで、新市街地になった部分が今後いろいろな住居表示とかいろいろあるかもしれませんが、今の形でいくとすれば山下、あるいは浅生原の一部、これが新市街地の扱いとして学区になるという考え方をさせていただきます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことがどういうふうな問題につながっていくのか、あるいは意見につながっていくのかということはまだ見えないので何とも言えないんですが、あわせて確認したいんですが、山下停車場線、今の。あそこも山下学区現在。あそこのこれは一般質問の中でも出ましたけれども、目の前に立派な新しい学校が出てそれはあそこは本当に隣同士というか目の前にあるのを横目で見ながら現在の山下小学校に通うということになるだろうと思いますが、それもまたそれがいいのかどうかどうなのかあなのかというのは今後の議論ということになるのかもわかりませんが、そういったいろいろ細かなというかそれを問題と言っているのか何と言っているのかわからないんですが、そういう現象面というかいろいろ出てきたことに対してそういうもろもろの想定される小さな問題というかそういったものについての検討というのはどの程度なされたのか。学区との関係、行政区との関係ということの中で検討なされたかどうか今思い付きのあれでなくて検討されてこれまでそういうことについて検討されたのかどうかということを確認します。

教育長（森 憲一君）はい、議長。実は、昨年、平成24年度、これは坂元地区の方から何回か教育委員会に足を運ばれて要望がございました。それは何かと言いますと、坂元小学校を卒業する生徒がスポーツ少年団である競技をずっと小さいときからやってきた。ところが、坂元中学校に入ること、学区そのものでいけば坂元中学校に入学をすべきというふうになるわけですが、その自分が小学校でスポーツ少年団として練習を積んできた部活が坂元中学校にはない。そして、山下中学校にその部活があるというふうなことがございました。私ども、何回か足を運んで保護者、お父さんお母さん一緒にお見えになりましたので、そのことを発端にしてやがていろいろなところに波及する問題であるので、町として、教育委員会として区域外就学というのがございます。いろいろな事情によってそれぞれの子供なり親御さんの事情によって若干柔軟に対応させていただくというふうな一つの基準がございます。それを教育委員会でも話し合いをし、その方のご要望につきましては区域外就学の見直しをして中学校に小学校でやってきたものがなければ区域外就学もお認めをするというふうな結論を出して、現在、その要望のあった子供さんについては山下中学校に入学をし、その部で活躍をいただいている。同じような件がございました。要望が保護者の方からございました。実は、その方は坂元中学校に自

分がやってきた部がございまして、それはお認めはしてございません。

ですから、区域外就学の我々の基準に従って、つまり一定の歯どめをかけながら、しかし一方で子供が望む、親御さんが望む教育の活動のことも保証しながら、担保しながらやってきているのが現状でございます。今回もそういったこととあわせていろいろ議論をしましたがけれども、例えば現実に新市街地の中に50戸ほど災害公営住宅が既に建設をされ入っておられます。そこから、実は山下小学校に現在通っている子供さんもおりますし、第二小学校に通っている子供さんもいるのが事実でございます。ですから、その状況、あるいは今まで通っていた学校のそういうことなども加味しながら、より良い教育活動というものを展開しなければならないだろうというふうに思います。一方で、どこかに歯止めをかけなければならない。そして全体をバランスをとっていかなければならないというふうに思っているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。今の話を聞けばどうにでもなるというように聞こえてくるんですが、実際そういうことだと思うんですが、それはそれでいいんです。そういう検討をしてきたというそういうことも。とした場合に、過日の一般質問の中で絶対受け入れませんと明言なさったことについてはどのように理解すればいいのか。山下学区の方は入れませんと言ったのかどうかそういう協調的に断定的に言ったの記憶しているんですが、その辺のとの今の話との整合とはどう受け止めればいいのかということを確認。

教育長（森 憲一君）はい、議長。ですから、基本的には個々にその事情なりもお伺いをし、そして十分吟味検討しなければならないだろう。ですから、一般的にはこの線からは山下小学校です、ここからは第二小学校ですというふうな線引きをしながら、けれどもという手を挙げて相談に来られればそれに対応し、事情を聞いてお話を伺う必要があるだろう。特に、今子供たちでよく相談にみえられるのは今まで通っていた学校とのかかわり、友達関係、クラス、そういったことがどうしても中心、それから枠をかなり広げるのは、これは市町村の枠を外してどうぞとお認めしなければならないのははじめの問題です。はじめがあればどの学校でも受け入れをしなければならない。これは各市町村で共通した理解のもとにやっているところでございます。いろいろな事情のもとに配慮しながらやっているというふうなところですよ。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺になっていくとかなり一般論で今の抱えた管理状況の中での答弁にはなっていない。そういうことを広めていくと違うんだと。現在の山下学区は少し安心できるのかなどというふうに思っていたのが今話を聞けば違うんだ、またもとに戻ったんだという話その流れからいきますと不安が大きくなってしまったということなんですが、絶対ではないとその辺を心配して山下学区の方々はその心配がちょっと表現難しいからいいようだけれども、そういう心配をしているという事実もあるんです。いずれ、山下小学校がなくなるのかと学区民はというのはまだまだいいです。それが明確に教育方針にもうたっているんですから将来学校1校2校小学校2校、あるいは廃校になる場合の条件もそこに示しているので8名が8名以下になればそれは自然に廃校になりますということも明確にうたっている整備方針の中にはそういうのもあるものだからそうすると今話を聞けば個々いろいろな事情があってその事情に対して相談して山下学区ですけれども新しい学校しようがないというようなのがもういろいろところで生まれてくればそしてそれも否定できない話なんです。いいとか悪いと決めつけられないという主張に教育の問題でなかなか難しい問題も背景にあるからだからなおのこ

と心配そこがさらに不安になっているんだけどもというのという背景の中身あります。ですから、今ここで結論は求めません。なかなか答え出すのなかなか大変。あっち行ったり結局はここ2、3日で変わっている中身の答弁になっていますから、だから変わっています。変わっています。明確、明言したんですから絶対入れませんと言っているんだから……（「それはあくまでも例外的な話をしているので原則はちゃんとバリアのあれをつくらと言っているんですから」の声あり）

議長（阿部 均君）教育長、反問権ですか。指名されたときに答弁を願います。（「いいです。それは理解の問題ですから受け止め方の問題ですから私はそのように受け止めました。」の声あり）

6番（遠藤龍之君）この間の経緯の中でその辺のところ堂々めぐり、言った言わないとか何とかということの繰り返しになると思いますので、質問を変えます。あとと言われているそしてそういう背景の中で不安なのは説明がそういう中で足りないというのもこれはこの間明らかになっている話です。先ほどの話を聞いたときに5月の広報で両ページにわたって広報しています。そのあと8月に説明会やっていますと言いましたけれども、8月、5月の広報は確かに2ページにわたってそういった報告していますけれども、そこにここに建ちます、なんぼ15、6億円建ててここに建ちますというところまでの報告ではないんです。あれは整備方針を今言った整備方針をみなさんに公開したという内容なんです。それを説明不足とか何とかというここでも説明したあそこでも説明したというその例えというかその対象にはないんです。5月のやつについてはという私受け止め方しています。あとそれはそれで多分事実ですからその後8月にそういうあつてやったという話ですが、そして34名ということなんですが、その際の説明の内容はそもそもそのときにはここにこういうことで建てますという説明だったのか。それがなかったのか。どの程度の説明だったのか確認したいと思います」の声あり）

教育長（森 憲一君）はい、議長。5月の段階で広報申し上げたのは、確かに地図とか具体的な、先日常任委員会なりあるいは全協でのお示しした資料とは違います。文言だけでございます。ご指摘のとおりでございます。ただ、表現の中には新市街地というのは入れておいたというふうに記憶をしております。それから8月末の保護者の説明につきましては、具体的な新市街地での都市計画でお認めいただいた、昨年お認めいただいたその地図をプロジェクターでお出しをして具体的な場所を説明しております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そして、そうした中で教育委員会あるいは町としてどのぐらいそういった説明をした結果、住民の皆さんに理解を得られたのかともろもろの説明会をしてその結果、その成果といいますか評価といいますか教育委員会としてはどの程度の学区民、あるいは町民の地域住民の理解を得られたというふうに思われてきょうに至っているのか。このきょうのは結論ですから。実施設計までですからというなへの受け止め方を確認します。

教育長（森 憲一君）はい、議長。8月の住民、保護者の方も一緒に説明をした説明会の中では大きな、第二小学校を新市街地の中に持つてくることに対する反対意見はございませんでした。その前の議員の皆さん方への全員協議会の中ではここに建てるのはもったいないのではないとか、もっと東の方にはどうなのかとそういった意見がございました。ですから大変、それらを全体的に議員の皆さんも地区の代表でございますので、選出の方々でございますので、そういったことを総合的に勘案すれば、私どもの、特に新市街

地での学区の山下小学校学区に山下第二小学校を建てるということへの理解が必ずしも至っていないしというそういう思いはございましたし、それから学区と行政区の部分などもどうかという反省はございます。そういうふうに思っております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。さっき共鳴という話も出ましたが、理解を求めるといふ努力も私は必要だとずっと思っていました。その前の先ほどの話を共鳴それはまだゼロのところからの出発のところでの話し合っただけでしてこういうお互いにいろいろ出しあってこういうものができればという話だと思うんですけども、きょう確認したいのはもうこれから先ほど来確認されたのはやります、さっきもやりますとそれは理解を求めるといふか地区ごとに入ってそういった説明をやるということだと思っておりますが、どういう説明をやるのかと私ちょっと疑問に思ったんですがといたしますのはきょう決まればもう姿も形も場所も決まって共鳴でなくてまさにこの理解を求めるところにつくることに決めたんですけども何とか理解してください何とかということの説明会ということになるのかということなんですけれども、今後の話をすればそういうことで先ほど来の決意も含めておっしゃってもらったんですけども、今後の説明ということというのはそういう説明の仕方ということになるのでしょうか。

教育長（森 憲一君）はい、議長。私たちは、ちょっと長くなるかもしれませんが、申しわけありません。震災から1年をたった平成24年度の予算を議員の皆さん方にお認めをいただきまして、山元町の小中学校の環境整備のあり方を1年かけて検討をしてみたいところがございます。その間、山下第二小学校は山下小学校に併設をして現在も3年たとうとしておる状況の中でございます。そして、その1年をかけて検討した結果を教育委員会としても何回も議論をいたしましたけれども、それを尊重しながらこの方針を打ち出したところがございます。

したがって、子どもはその方針に沿って町にもお願いをし、本部会議等でもその方向でお認めをいただいて現在に至っているところがございます。したがって、もし先ほど共鳴というお話しございましたけれども、ゼロから第二小学校をどこに再建、再建ということ自体は尊重しながらも場所をどうするかというふうなことになるれば、子どもの今までの検討の中ではとても農免道路から東には子供を、今回もやっとの思いで子供たちの命を救ってもらったというこの現実を考えれば、どうしても農免道路の東側には、本当はそこに建てればおおむね第二小学校の学区ですので問題はないのだろうというふうに思います。しかし、そこに子供たちを持っていくわけにはいかないんです。これが教育委員会の基本的なところがございます。

したがって、ここで何とか山下小学校の中には入ってまいりますけれども、一部そこに住まわれる方は第二小学校学区の方々がほとんどですので、そういうふうなことで説明をお願いをするつもりでございます、説明会の中では。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。丁寧な説明、ありがとうございます。そういうことを確認したんです。もうここに決まったとそういうもろもろの検討して教育委員会としてはそれはそれでそっちの立場というかそういう立場で大いに進めたいと思っておりますが、ただ、いずれにしてもその辺のこれはもう最終結論ですから、もう少しその前にこのところいろいろ検討して期間も多く多くの町民も含めてそしてここ今言われるような話の中でここが妥当なんだろうということであればそういう決まり方が本当は私言葉余り知らないために妥当なというかスムーズにいくという結論なるのか。今問題になっているのは

そのそこに行くまでの理解するまでのところが足りないということで今いろいろみんなから出ていると思うんですが、そのところをどうするかという今後ということ、そこにこのみんな懸念持ってき、あときょうでもうこれ決めなければならぬとかというそこもまだまだ我々判断しづらいうろもろの方がしづらいとかできるような状況にない。正直、でした。もろもろのもっとときにこれを出す、決めるというのはちょっと逆に言うと議会議員としてこの責任を持ってないとそういう意味ではこれは私ですということ、その部分が大事だということをもとあと堂々巡りになるから、あともう一つ確認したいのはここでこれは最終の形ということなんです、土地の取得造成ということもかかっているわけなんです、その対象となるという土地というの確保というのはもうできているんですか。

議長（阿部 均君）教育委員会ではないと思います。これは執行部なので。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。今回、再建させていただく土地につきましては、新市街地の中ということで設計施工一括発注の中では全て全体的に進めさせていただいているところでございます。学校用地につきましては、その中の一画、1万6,500平方メートル程度の場所を土地利用の形で確保させていただくということで、金銭面につきましてはその土地の造成に係る費用等々をその面積案分で今回予算計上させていただいているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、教育委員会としては一応こういう形で後は土地お願いしますというお願いしているという形だから最終にその対象の土地は確保されているかどうかというの教育委員会としては今の確認できない。そこで改めて確認できる方にお伺いいたします。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。お答えいたします。新市街地に現在山下第二小学校ですか、建設を予定している位置につきましてはまだ土地については全面買収はできておりません。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺のシステムよくわからないんですが、土地が確保できていないまだ時期にこういった今日の土地取得費とかというものをこの出しことができるものなのだろうかという疑問をに答えてください。

議長（阿部 均君）ただいまの質問に対して、どなたですか、答弁するのは。まだ同意を得ていない段階で予算を計上している点について。（「暫時休憩」の声あり）

議長（阿部 均君）暫時休憩いたします。再開は2時20分といたします。

午後2時09分 休憩

午後2時20分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）6番遠藤龍之君の質疑に対し、答弁を事業計画調整室長高久政行君。

事業計画調整室長（高久政行君）はい、議長。山下新市街地の用地の取得の状況についてのご回答をいたします。学校用地を含む公益的施設、ここの部分につきましては……。すみません、まず山下地区全域につきましては都市計画決定後、事業認可を受け全面的に買収を今進めているところであります。買収の状況ですが、学校を含む公益的施設の部分につ

きましては、一部買収ができていない部分もあります。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。ですから、それを確認した上でまだ土地が確保できていない状況でこういった実施設計、土地取得、土地購入、用地購入費というものを通していいものかというかそれはその提案できるものなのかどうか制度的にというものも先ほどあわせて聞いたつもりなんです。

事業計画調整室長（高久政行君）はい、議長。今用地買収の方につきましては、鋭意交渉の方を続けている状況であります。それで、町の予算化という部分なんです、全ての取得ができてから予算化をするのではなく、先を見越すというか次の作業に支障が出ないように設計等を進めるという観点から、今回予算化というのが必要になってきている時期であるというふうに考えております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。制度上は可能であるということで受け止めています。その際にその土地がもう確保されなかった場合、どのような影響が出てくる。これはあくまでも売る人が売らないと言えどということも十分に想定されるわけですがその場合に学校側としては学校というかそのつくる側としてはどういった対応が想定されるのか、あるいはこう考えておられるのかお伺いいたします。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。現在の再建計画をしている位置づけとしては新市街地内ということになっておりまして、その中の土地確保ができないということに対しまして、教育委員会としてはできる限り新市街という安全が確保される場所という考えを示しておるところでございますので、一方では新市街地の整備との関係もちよっと出てくるのかとは思っているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。私別にそのふうが確保できなくてもだから計上がどうなるかという意味でそこがだめだからそこがだめでしょうというだめでしょうという確認ではない。私なんかこういう話ばかりすると私は山二小再建に否定しているのではないかとされるのもあれなので、私は気持ちとしては山二小再建一日も早い再建を願っての質問なんです。一日も早い再建を願うためにそれがスムーズに進め最終的にどういう形でどこの場所にでもいいんですけれども、そういう立場からの質問ですからあれは否定しているんだなだと思われてもそういう立場で聞いています。ですから、スムーズに進めるためには今の状況が生まれたときにどう対応するのか、あるいはどういうその前にそういったことも想定されてその検討進めてこられたのでしょうかからそこまで言えばいいです。その前のもう1回、一つ確保します。別にあっちに確認しますが、その現在確保されていない土地と予定されていた土地のどのぐらいのものになるのかお伺いします。

何か隣から質問がわからないと言われましたからわかるような質問したいと思います。その対象、学校用地の予定された学校用地の一部がまだ確保されていないというお話、その確保されていないものが確保されていない用地面積とどのぐらいのものなのかという質問です。

事業計画調整室長（高久政行君）はい、議長。今、正確な面積の方はちょっと手元にはないんですが、学校敷地のほぼは確保されている。一部です、本当にわずかな部分になります。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう意味では大きな支障になるものではないということだという今の答弁でした。とは言いましても実施設計まで出してくる以上、取り組む今度逆な意味でどの程度の本気度というか本気度というか何だか本当にいろいろなこれまで

できた諸もろもろの問題も含めてどれだけこの理解をしてもらっていながらこの進めようとしているのかという姿勢がちょっと見えないということ、これは俺個人の受け止め方ですからそんなことないと思っても十分に構わないんですけれども、もろもろの動きを見てきたときにそういった姿勢が見られる。本当に前にも言ったけれども本当に1にも早い再建というのが本当に必要なわけです。かと、だからそして限られた時間の中でいずれにせよどこに建てようが過程がどうであろうかということになればもっと非常にデリケートな問題でもあるわけですから今までのやりとりを聞いててもその辺もっとその辺の姿勢を見せてほしいというこれ要望です。そういう意味でもちょっと今ぼんと抜けてしまったんだ。最後先ほど来答えありますが、住民合意形成さらに進めていって誰からも喜ばれその、その山二小関係者だけではなくあそこの山二小再建というのはあそこの地域だけのあれでないです。山元町全体のまちづくりも公共何回もおっしゃられますように学校施設というのは地域の核、中心と行ってこられました。重要な役割を果たしている施設なんです。それをですからそのそしてあの山二小の再建というのはとりわけあの新市街地のあそこの部分だけの地域づくりの中心ではない。山元町全体含めたまちづくりの中での果たす重要な役割を持った施設でもあるということのを頭に置いて今後取り組んでいただきたいということで終わります。

教育長（森 憲一君）はい、議長。今もご指摘をいただきましたけれども、前の何人かの議員さんからもこのお話をいただきましたけれども、先ほどからも申し上げておりますけれども、住民の皆さん、あるいは保護者の皆さんのコンセンサスを得るために、共鳴をしていただくためにそういう場の設定を尽くしてまいりたい。しかも、今の最後のお話にございましたように、町全体のというふうな大きなくくりの中でお話をいただきましたこともございますので、山下地区、山下第二小学校だけに限らず全町民の方、あるいは保護者の方を対象にしたそういった場の設定というものをやります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。補正予算の今議論になっております災害復旧費公立学校施設災害復旧費、山二小学校の問題について何点かお聞きします。今回初めて予算計上されてきたんですが、現在105名の山二小学校の児童生徒が併設状態になっている。そして、今回の学校用地建設が決まったとしても28年4月が新しい学校の開校予定だということは遅いのではないですか。もう少し学校としては子供たちのこういう厳しい状況の中で送っている段階でもう少し、少しでも学校建設が早く完成し、平常時の学校運営、生活に戻すということが教育委員会としては第1の任務だと思うんですが、なかなか進まない状況に関して、28年4月になるということに関して教育長はどのように考えているかお聞きします。

教育長（森 憲一君）はい、議長。一言で言えば、大変子供たちを初め保護者の皆さん、そして地域の皆さんにこの併設状態の中で大変窮屈な思いをさせているということは責任者として大変申しわけなく感じております。ですから、一日も早くこの併設解消、これはもちろん被災を受けた山下第二小学校だけではなく、それを気持ちよく受け入れてくださった山下小学校にも大変な思いをさせている状況でございますので、とにかく何とかこれを解消しなければならない。今までの住民説明会の中でも保護者の方々からの意見を出せば、5、6年待つてできないのであれば我慢ができないというふうなご意見なども正直いただいているところでもございます。

7 番（齋藤慶治君）はい、議長。大震災で被災に遭った山下学区民の子供だけではなく、山下小学校の子供たちもあの決められたスペースの中で二つの子供たちが入って、そして2校別々な形で行事なりの運営をしている。本当にこの併設状態というのは1日でも早く解決するのが私たち行政の責務だと思うんです。そこら辺、あと2年もかかることに関しては何とか少しでも早くできるような形の運営の仕方とか持っていき方というのは、本当に真剣に考えなければならないと思います。

それで次の質問に入りますが、今回第二小学校の場所、初めに平成24年11月27日の都市計画の中で初めて学校用地を確保するという上で上の方ということで示された経緯があります。その後、先ほどの教育長なり質疑の変遷の中で少しでも花釜区、旧第二小学校学区の真ん中の方に持っていきたいということで、その場所が今示されている場所だと思うんです。先ほど教育長が線路より下、新JRより下にはなかなか子供たちの安全含めると難しいということをお聞きしたんですが、あと国の補助事業の関係で現実的にこの2、3年のうちに今の危険第3種とされているところに学校用地というのは確保することが現実的に可能かどうかまずお聞きしたいと思うんですが。執行部で出ませんか。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。現実的な問題ということから考えますと、町全体を見渡さなければならぬ部分があるとは思うんですけれども、復興後の土地利用を考えましたときに、災害危険区域のエリア内であっても学校用地に係る一団の土地というものを確保していくのはなかなか難しいのではないかと考えておるところでございます。東よりということを経端に考えれば当然ありますけれども、一番は児童生徒の安全を確保するという観点からは、そういうふうな土地があいているところへ持っていくということはなかなか現実的にもあり得ないのではないかと考えているところでございます。

7 番（齋藤慶治君）はい、議長。大震災がない平常時の学校編成だったら、教育長にお聞きします。だったら、先ほど質疑で答弁なされたような学区の考え方、もろもろの考え方等あるんですが、今回は学区関係、特別に正直言って好きで学校あそこに持ってくるわけではないんです。しょうがなく今の子供たちのことを考えればあそこが最善の場所だということで示されていると思うんですが、そこら辺の中で山下小学校学区の人が心配している学区の関係なんです、私は現実的にはまだまだ柔軟な対応、1件1件の対応というのが出てくると思うんです。こんな幾ら線引き、行政で線引きしても個々の事情で対応するというのが今の教育情勢の問題点になっていますので、余り一つ一つ細かい点まで詰める、現時点でこれは今から約2年間、完成まで2年間ある。実際見ても1年以上はこの細かい点を詰める段階にあると思いますので、そこら辺の個々の問題、学区含めての個々の問題をきちんと対応するつもりでいるかどうか、教育長の方に。

教育長（森 憲一君）はい、議長。お答えいたします。私どももそんなふうに、ただ、一部誤解を、今までも何回か招いてきた部分、あそこに、つまり山下小学校区に山下第二小学校ができるということに関して、山下小学校の具体的な地域名を申し上げますと、例えば合戦原、高瀬、浅生原、そこは今までよりも近くなる。そこに通うようになって山下小学校が複式になったり、あるいは子供の数が少なくなるのではないかと。これは全く私たちは考えておりません。山下小学校は山元町の中心の一つでありますので、山下小学校も発展をしていただく。そして被災をした方々の子供たち、親御さんの思いを何とかもとに戻してあげたいというただその一心でございます。そういった意味で、きちっとした区

分けをしながら、ただ、先ほど遠藤議員さんからもお話ございましたけれども、それは若干の境目あたりのところのそういった配慮の部分は当然これからいろいろお話を聞いたり検討していかなければならないだろうというふうに考えておるところでございます。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。個々の細かい問題はこれから一つ一つ詰めていって、先ほど同僚議員からあったようにいろいろな意味で地域、保護者の面を考えて話し合いを持っていただけるということで理解します。

それでちょっと学校の面積についてだけちょっと1点だけお聞きします。今回1万6,400ぐらいですか、平方メートルを学校用地とするんですが、現在の小学校のほかの小学校の面積に比べると大体坂元小学校と同じぐらいの面積なんです、現在。それで、面積的には十分なのかどうか。そこら辺、せっかく災害復旧で大目に認められるならもう少し学校用地というよりは公共用地としてちょうど駅前になりますので駐車場から何かいろいろな形で学校の使い方というのは今後新しいまちづくりの中ではいろいろな展開ができると思うんですが、面積についてどう考えているかだけお聞きします。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。学校用地の本来の基準面積、被災前の9学級であれば1万2,800ちょっとの面積が本来の校地面積かなということで国からは示されております。旧山二小が多めの校庭を確保していただいていたところで、今回最大限度は1万8,800程度は本来補助の対象までのいけるのかなということで、国からは示されたところでございますが、既存の学校、ほかの学校との面積比較と、あそこの最終的に土地利用の中で福祉的な施設、公園施設、あそこの一体的な整備の中でその学校の用地としては適切な規模が確保できたのではないかと考えているところでございます。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。1万6,400平方メートルは大体十分な学校としての、小学校としての面積としては十分な面積を確保しているということなんですが、この学校については先ほどに第1次的には子供たちの本当の勉学の間、第2次的には地域のコミュニティなりという形の新しい町の活性化、目印になるのが学校だと思うんです。今回新市街地での住宅の戸数、あと花釜区を含めて第二小学区の子供たち、世帯数見ると900件を超える現時点でも900件は超える。将来私たちは若い人の人口増というのを一番の目標にしているので、それを少しでもふえるまちづくりしなければならないと思うので、特に若い人は保育所、学校の位置というのがすごく大事な居住の起点となりますが、この山下第二小学校の再建が遅れるとその目印、シンボリックなものがなくなってしまいうというのも新しいまちづくりではすごくデメリットになるかと思っておりますので、ぜひ小学校、このスケジュール以上に早目に開校し、今の併設状態をできるように進めていただきたいと思っております。

最後に、建築に当たって町長の方からもこの学校建築、教育委員会任せにしないで行政のトップとして早期にみんな早期につくるということに対しては賛成しているみたいなので、経緯に関しては今質疑あったようないろいろなもろもろの経緯がありますが、早期完成に向けて町長の考え方をちょっとお聞きしたい。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。これまで教育的な観点からのいろいろ議論が取り交わされてきたわけでございますけれども、執行部、町といたしましても齋藤議員、そしてまた遠藤議員の方からも話の中でご指摘ちょうだいした部分もございまして、今度の新山下駅周辺、この新市街地は山元町の中心市街地、拠点というふうな位置づけになるわけでございますので、そういう中で町の発展を牽引するそういうまちづくりをぜひしてい

かなければならないというふうに考えてございます。この学校を中心として子育て支援センター、あるいは大規模な一定の公園、こういうふうなものをしっかり早く整備することによって中心拠点としての機能、あるいはその魅力というものが相当程度醸し出すことができるのではないかとこのように思っております。あるいは、新しい町の統一感のある町並み形成等々、いろいろなことを含めましてこの新山下駅周辺の市街地の早期の整備、これは学校の教育環境の早期確保も含めて最優先されるべき課題だというふうに考えているところでございますので、これは教育委員会のみならず執行部といたしましてもしっかりと対応をしていきたいというふうに思いますし、ぜひ議会の皆さん、町民の皆様にもこの整備の方向性、スケジュールというふうなものをご理解をいただきながら進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。すみません、ちょっと1点だけ。今回の財源の話、先ほど学務課長から災害復旧の関係で3分の2、そして残りは震災復興特別交付税で大体充当される。100パーセントと言わなくても結構ほぼ100パーセントに近い補助率のいい形で条件で学校建築が予想され得るということで、後で建てるといって、例えば災害復旧の関係で後でまた用地からゼロからというのはなかなか難しいと思います。ある程度国からの高い補助率がもらえるこの期間の中に早期に学校建築をすべきだと思いますが、教育長、この予算的なものを含めて最後に教育長の方からこの学校用地を取得に当たって決意というかそれをちょっとお聞きしたいんですが。

教育長（森 憲一君）はい、議長。とにかく、私たちの立場としては併設が3年近くになろうとしている、まずこの解消を何としても図らなければならない。しかも、命を助けていただいた子供たちです。その子供たちが山元町をやがて担っていくわけですので、何とか自分の学びやで学びを深めさせたいというそういう思いを強くしているところでございますので、先ほど来申し上げておりますように、今後とも保護者の皆様、そして住民の方々には共感を得るべく、共鳴を得るべく、私どものお話あるいは真摯に耳を傾けながらいろいろやっていかなければならないし、そしてまた先ほど遠藤議員さんからのご懸念の部分なども多々課題としてございますので、そういった部分も一つ一つ詰めていかなければならないだろうというふうに改めて覚悟をしたところでございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

13番（後藤正幸君）はい、議長。それでは、学校からちょっと離れたところを質問させていただきます。14ページ、新規事業でコンビニで納税できるようになるということで、大変よくなるのだと思いますが、この事業の概要等々を補正理由を読んでもわからない点なんですが、町内にこのコンビニ等取り扱える件数、何件ぐらいを予定しているのかお聞きします。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。ただいまのご質問でございますが、町内の取り扱いコンビニ店ですが、5店ほどございます。

13番（後藤正幸君）はい、議長。続いて15ページ、民生費でこれも新規事業なんですが、子供の子育て支援システム導入の委託料なんですが、支援の内容がわからないんです。要するに何歳から何歳ぐらいの人を対象にして、その年代を全部の町民をこの年代だったらするのかとかとわからないんですが、その辺を教えてください。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。支援というようなことでのシステムというようなことで

ございますけれども、電算システムというようなことでもございまして、就学前の子供たち、子供子育て支援法の施行に伴います前準備の電算等のシステムを整備するというような内容になっております。

13番（後藤正幸君）はい、議長。要するに、何歳から何歳ぐらいの人で要するにどのぐらいの町民を対象にこれを実施するのかということを知っているんですが。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。大変失礼しました。就学前の子供たちというようなことになります。児童の人口というようなことになりますけれども、大体500人程度というようなことになってまいります。

13番（後藤正幸君）はい、議長。続いて17ページの清掃復興推進費かな。要するに合併浄化槽なんですけど、附属資料の9ページに5人槽1基、7人槽16基と書いてありますが、これは現在生活なさっている方全世帯が網羅されているのかどうか。要するに一部なのか。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。現在水道の開栓なさっている方が17世帯おります。それで、今回ここに計上しているのが17世帯分でございます。

13番（後藤正幸君）はい、議長。要するに、全世帯ということですね。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。はい、全世帯でございます。

13番（後藤正幸君）はい、議長。最後、また学校問題で申しわけございません。学校問題でお伺いしますが、皆さん方から縷々質問されていて問題課題も大分提起されましたが、なるべくそっちは触れないで別な観点からお伺いしたいと思います。要するに聞いた部分もあるのかもしれませんが、今回学校、町長かもしれません、私が聞くのは。要するに学校問題が提案されているんですが、はねられたときと認められたときのメリット・デメリットをお知らせください。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。そうですね。例えば今回その議決を得られないというふうだった場合、先ほども出ましたように、面整備の中で公益施設として確保しておりますので、本来文科省の予算で簡単に言うと復興庁の交付金の事業でやっているのを買い取るという形を想定しているわけでございます。そこに穴があくとなると単費の充当というふうなことが一つ考えられます。単費を充当しながらという、そして単費というのは周囲の盛り土が造成工事が進んできますので、あいたままということになると周囲の工事の影響もございまして、大型土のう等での仮設の土どめが必要ということで、そういう意味での5,000万円程度の単費も考慮しなければならないというそういう側面はございます。

それから仮に今回議決を得られないということで遅延、伸びた場合、次回承認までの日数が後ろにずれ込むという基本的な部分に加えて、全体の工程にもいろいろと影響を及ぼすというふうなことでもございます。今一定の工程管理のもとでいろいろなダンブとか重機とかの手配をしながらやっているわけでございますけれども、これが遅ればその手配等が非常に困難な状況になりますので、単なるその日数の後ろにずれ込むというのは、その例えば1.5倍程度の日数につながりかねない側面があるというふうなことがございます。

それから、仮に市街地から場所が外れるということになれば、これは用地費の今お願いしている3億円程度の用地費と造成費、これは単費充当ということになりますし、仮に区域外ということであれば場所によっては進入路、接続道路、あるいはそこへの上下水道等々の埋設の関係もありますので、これも一定の億単位の単費持ち出しというよう

なことが考えられるのかなというふうには思うところでございます。

13番（後藤正幸君）はい、議長。メリット・デメリット、大まかにわかりましたが、要するに先ほども話の中に出てきたんですが、行政区をはっきりしないで今の行政区の中で学区割りをしてしようとしているところに無理があるのだと私は思うんです。要するに行政区をはっきりしていて、それでエリア分けして教育委員会で学校を決めるのだとよほど違うんだと思いますが、直接は関係ないんですが、これは予算と並行して進むぐらいの考えはないんですか、行政区の区割り。今のままどこまでも進むんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。行政区につきましてはこれまで一定の市街地整備の進捗なりその移転というふうなその辺の前後関係を見ながら並行してやっていかなければならない問題だというふうにお答えしてきたかというふうに思いますけれども、これはその時点になってから考えるのではなく、これからスピードを上げてこの問題を整理をしていかなければならない大きな問題だというふうには認識しております。

13番（後藤正幸君）はい、議長。おおむねわかりました。要するに私の頭の中を採決する前に発表しますと、山二小学区の方々の思いを思えば1日もこの学校は建ててあげたいという思いであります。ですが、山小学区の方々の話を聞いているとかなり厳しいんです。要するに説明不足が一番多いんです。きょう聞いていてよほど私は納得しました。だが、そういう思いの方々がたくさんいるということ。それで、先ほど佐山君などもお話ししていたように、教育長、先ほどの約束をちゃんと守って建てるまでまだ日数あるんですから、とにかく町民の合意形成というか理解をもらう努力、これは惜しまないでやってほしいということをごここで町民に約束してほしい。

教育長（森 憲一君）はい、議長。今まで教育委員会の方針を決めてから私どもにも本当に反省すべき部分をご指摘いただきましたようにたくさんあったし、そのコンセンサス、保護者、あるいは住民の方々のコンセンサスをどこまでいただいたかという大変反省すべきところがあったと思いますので、そういう説明、あるいは共感をいただく今の現状を理解していただくそういった場の設定を必ず設定をして地域の皆様、保護者の皆様のお考えをいただきながら今後のことを進めてまいりたいというふうにお誓いをいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。執行部といたしましても、これは学校単独の整備という問題ではなく集団移転の受け皿となる面整備というふうなことでございますし、先ほど来から議員の皆様にもご指摘いただいているように、山元町の中心拠点としての大きな役割を果たす面整備の一環ということでもございますので、これは教育委員会ともどもさらに連携を強めながらまさに今まで以上の一心同体でこの問題に取り組ませていただきたいというふうに思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑ありませんか。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。私も同じく山二小のことについて2、3。今教育委員会では方針として中学校が1校、それから小学校2校という方向性があります。それで、まずだからまず坂元地区と限るのか山下地区と限るのかその2校どの辺につくるのかまず最終的に。

教育長（森 憲一君）はい、議長。今のご指摘は、私どもの検討委員会を受けて教育委員会の方針として打ち出した長期的な見方といいますか、それのお話だと思いますけれども、そこまで場所がどこであるとかそういった具体的なものは何も持ち合わせておりませんし、また、これに至るまで全員協議会の皆さんであるとか、あるいは本議会の一般質問の中

でもそれはちょっといかなものだったのかと。とりあえず今の子供たち、仮設の状態をどうするかというのを考えればよかったのに、今お話の部分は出さなくてもよかったのではないかというご指摘をいただいておりますので、それはそのとおりで承っております。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。確かに私も山二出身ですから本当に心痛めています。ですが、今提示されている現在地に仮につくるとして、学校、公共的な建物ですから30年、40年、30年ぐらいはもつわけです。そうしたときに、2校にしたときの山二とか山一小とのそういうその一帯との整合というのはどういうふうにとっていかれるのかちょっとその辺。その辺が心配です、私。

議長（阿部 均君）教育長、答えられますか。いいですか。

教育長（森 憲一君）はい、議長。それはまだ全く白紙の状態でございます。（「わかりました、いいです」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。それでは、最初に役場庁舎の建設の関係、基本構想これ出ておりますので、それについてちょっとお尋ねをしたいと思います。これは一般質問でも取り上げさせてもらっていろいろというまででもないですけどもお聞きした経緯はあるんですけども、その中で今回のスケジュール等のお話、これもお話しさせてもらったんですけども、あと実際に今回はあくまでも規模とかあと庁舎建設の必要性、それを一応実際に今回基本構想を委託しながらそれをどういう形、どういう面積にしていこうかという部分、それを決定する方針を決定するための調査という形ですけども、基本的にゼロベースで考えていくのか、今までいろいろな場面で当たり前ですけども執行部とすれば大ざっぱな考え方というのがあってそれを基本構想に出すときにこれとこれとこの項目はこういう形で基本設計組んでください、基本構想組んでくださいというお話があると思うんですけども、その基本構想を組む上での基本的な執行部としての考え方が何点かあると思うんですけども、それについてお聞きをしたいと思います。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。庁舎の基本構想につきましては、先日の一般質問でもご回答申し上げましたが、基本的にはゼロベースから議論するというところで考えてございます。具体的に申しますと、今現在行政施設等将来計画検討委員会の班長クラスのワーキンググループを設けてございまして、その中で山元町全体の公共財産の長寿命化なりそれらを検討いたしまして、どういったものを残すべきか、それからどういったものがあと何年ぐらいで使えなくなるのか。そういったものも整理してございます。

そういう全体像を整理した中で、庁舎のあり方というものを、被災前のあの庁舎をそのまま復旧するというのではなく、新たな形でゼロから考えていくということで考えてございます。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。一般質問の中でゼロベースというお話はあったんですけども、その中で例えば充実した防災機能を備えるとか、あと実際に身の丈に合ったそういった施設をつくるとか、これはゼロベースという形ではないんです。きちっと何点かのある程度の考え方があってそれを受けて行政施設の検討委員会、班長の入る庁舎内の検討をしてそれを基本構想の委託するような形になると思うんですけども、そういう形での話だと思うんですけども、今課長言った話だとゼロベースというゼロというのはまるっきりゼロだから何もない中でということだからその辺をどういうふうな形で執行

部でご検討されてきたのかというお話をしているんです。ゼロではないんです。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。ゼロベースと申し上げたのは、庁舎をどのようにするかという個別的な話についてゼロベースということで、その背後に存在します新市街地としての山下地区をどうするかとか、防災機能を充実して町民の命と財産を守るかということに関しましては、震災復興計画等で示されている。そういうところではベースとしては、根っことしてはある。ただ、庁舎という個別の具体についてはゼロから考えていくとそういう意味でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。そこで議論してもしようがないんだけど、実際には今お話のように防災機能を持たせるというのは全体の考え方とiiつつ答弁書の中でも身の丈に合ったという部分で考えると面積は従来の面積からある程度身の丈にあったということはいろい議論したように職員の人数とかあと人口とかにあわせて面積とかあるいは財政どのぐらいの支出かというのを検討するというところだから基本的にはそういうある程度の考え方があるって庁舎の検討委員会の人たちにお話をしてそれを受けて委託をするという形だと思うんです。ですから、今課長ゼロベースというけれども全然ゼロではないでしょう。基本的にはある程度のこれからの人口だったりこれからの山元町の庁舎の人数だったり、あるいは全体的にこれから庁舎を維持管理していく上での運営費等も考えながら身の丈に合ったというお話をしているのでそれがきちっと最初の段階で検討する人たちにきちっとお話ししてこういう基本的な考え方があるんだ。それを受けて検討委員会の中で基本的な考え方つくってくださいというお話を私はすべきだと思って今お話をしているんですけれども、その辺はどうなのか。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。ゼロベースというところでの考え方がどうやらなかなか一致しないようなんですが、私が言っているゼロベースはもう一つの面がございまして、あくまで今の段階では庁舎については職員の中でしか議論していないというところで、職員が考える庁舎のあり方というのはこういうものだというのはある程度まとまってきたでございます。ただ、それを町民の方とかその他外の方々に対してそのまま押しつけるというのは、これから協働の社会をつくるという意味の中でもそれはふさわしくないだろうという意味で、業務委託を今回かけますので、外部委託をかけますのでそういった意味で外の意見も聞きながらゼロから考えるとそういう意味でございますので、余りそこはご理解いただければと思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。私は基本的にさっきお話ししたように庁舎で検討させるのでも基本的な考え方があるでしょうというお話をした中でゼロベースのお話をしているので今回業務委託する中で全然ゼロベースで検討してくださいという投げ方するのか庁舎の検討委員会の中である程度検討した中でそれを受けて検討してもらうのかそれは一番大事なことだと思うんです。実際に規模とあと財政支出で維持管理の面とか兼ね備えた中で今回検討の委託になるのでそこをお話ししているんです。ゼロベースそのものでお話ししているわけではなく全体のこれからの委託業務のあり方、基本的な考え方についてお話をしているのでその辺はどういう形で行くんですかというお話をしているのであくまでも検討庁舎の検討委員会の中で検討したものをある程度の基本として業務委託の先にこういった形で検討委員会の中で出ています。ただ、これも基本的に考えながら業務委託先にきちっとそれを委託してもらうという考え方なんでしょう。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。ここ1年間かけて行政施設等検討委員会でさまざま

な議論をしてきましたので、当然そこがベースになるということは間違いないことでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。そういうことであれば私は課長はゼロベースだというけれども私は基本的にゼロベースではないと思うんです。ある程度の考え方があってそれを受けてやっているわけだからそれで身の丈に合った形というとそのゼロベースの中でどういう規模でどのぐらいの考え方でいくのかという部分だと思うんです。それは基本的な考え方として検討して出てきていると思うんです。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。身の丈にあったと申しますのは、今これから少子高齢化社会で人口も減少していくという中で行政需要も少しずつ減っていくだろうという大きな流れの中で、当然今までのような行政機能を維持するのは難しいということで、いわゆる社会減も含めた全体の中での考えというのを身の丈にあったという表現でございませう。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。何でこういう形で最初の計画段階からいろいろお話しするかと学校の問題も同じなんですけれども全体のこれからの町民全体で少なくなっていくということもあるしそうすると財政的にはこれから支出が多くなるということもあります。維持管理あるいは建設の中でそういった部分で地債とか我々後世に負担を残すという形をできるだけ少ない中での計画していく必要があるというお話の中でお話ししているので十分それは頭に入れながら考えていただきたいと思います。

次にその下の復興交付金関係の寄附金はこの寄附金の関係で1年間25年8月6日から25年10月30日までの間に受領した復興関係の寄附という形で基金に積み立てるということなんですけれども、これは前も基金の中でお話をした経緯はあると思うんですけれども、寄附金をした人との思いというのはできるだけ復興のために使うというのは当たり前なんですけれどもいち早くそういった復興に使えるような形での事業に使ってほしいとかそういう部分の考え方があると思うんですけれども今回そういった指定がないからこういう形で入れていると思うんですけれども適切に寄附金に今回復興交付金寄附金に入れてしまい積み立ててしまうとまた全体の中ではその思いがなかなか伝わらないような形になると思うんですけれどもその辺の考え方これからはずっとそういう形で行くのか今回は額的には346万2,000円ということなんですけれども寄附した人の思いというものもあるのでその辺についてどうお考えになるのか町長に。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。全国から寄せられた大変貴重な、ありがたい基金の活用につきましては、議員おっしゃるとおり、この復旧復興の段階に応じたという側面もございませうし、例えば大きな被害、犠牲が出ている中でそういう方々に対する慰霊碑なり公園なり、いろいろなものが想定されるわけでございますので、その辺の前後関係なども十分勘案しながら具体的寄附金の執行というものを心していかなければならないのかなというふうにも考えているところでございませう。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今の答弁わかるようなわからないようなただ先ほど言ったように今回のような形で前からずっと寄附金に関しては出てきているので前後関係を考えながら対応するというお話なんですけれどもきちっとその今回復興に対する思いあるいは寄附金に対する思いをきちっと考えながら積み立ててではなく本当に緊急性のある部分とかあるいは震災関連でその基金を有効に使えるようなそういった考え方で寄附金使うような形支出するような形の考え方を持っていただきたいということで思っております。

それでは、次に移ります。（「休憩」の声あり）

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は3時25分といたします。

午後3時15分 休憩

午後3時25分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。復興交付金の関係の7次申請の関係、これは予算書でさっき説明していただいた分ですけれども、一応今回の追加の交付金分で文部科学省分と、あと環境省分と、あと国土交通省の分があって、先ほど説明していただいたのでは全体9事業について今回積み立てをするということでございます。この14億9,324万8,000円、これについて一応9事業分の積み立てですので、あとその積み立てた中であと事業が確定次第そこからまた予算で出てくるという形だと思うんですけれども、実際に今回の申請分について見通し的には今までも不用額で出てきた事業費が規模縮小したり出てきた分あるんですけれども、今回の9事業分、細かく一つ一つ言いませんから全体ではきちっと精査して出したということでございますので、基金積んでそのとおりすっきり事業ができるような形で不用額というか残額戻してまた戻すということがあるのかどうか。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。こちら、復興庁に対して申請しているのは震災復興企画課ではございますが、その際に各事業の詳細な精査等を行っておりますので、基本的には積み立てたものを返すなりというようなそういったことは原則としては今のところは想定されていないというところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。間違いなく私はそうだと思うんですけれども、実際に今までもいろいろ積み立てた中で全体の事業が少しずつくるってきて最終的には財政課長からたびたび聞いている最終的には全体の事業が進んでその精査した中で返すようなお金も出てくるというお話なので、例えば1回ずつそういうお話で聞けばいいんですけれどもきちっと確認しておかないと例えば7次の分で今回先ほど言ったように14億9,324万円、そういう形で考えると今の事業の中でも全体の中で少しずつ例えば6次分もそうですけれども6次分である程度事業が進んでそこで調整的にずれてきた部分などもあるし5次分もそうだし4次分もそうだし3次分もそうだしずれてきて最終的には大きな額で復興交付金もらうという形になっていても全体でどのぐらいなんですか。復興交付金もらうという額が山元町分だけでも。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい、議長。現在7次申請まで行いまして、その交付いただいている部分なんですけれども、今町トータルでは……、7回申請して7回分で交付を受けておりますのが約355億円ほど交付を受けているところでございます。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。おおむねこの7次申請も含めて全部考えて今355億円受けている中で最終的に調整して返還するような額というのは出てこないんですか。それともこの額のどれぐらいか出てくるんですか。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい、議長。現在のところは、基金ですので実施しながらこの基金の部分を使っていく形になっておりまして、最初に申請した分は基金として積み立て

いる部分なので、そこの分を各事業を進めていく中で既にいただいている部分を差し引きながら、復興庁とやりとりしながらやっている形ですので、今後、今度第8回と進んでいくわけですけれども、その辺、増減を調整しながら復興庁と相談しながら事業の申請という形をやっているところでございます。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。それはわかっている質問しているんですから、ただ今回の7次申請分も今までのことは質疑なので全体の中でお話ししますけれども言いませんけれども、ただ7次分も今まで例えば一つ一つの事業の中できっちりやっても必ずその差額というの出てきてそれを順繰り順繰りに復興交付金の中でただ温めているだけなんです。最終的に温めているだけで最終的に全部事業が終われば残ったものを返すという形になるので全体の額の中できちっと一つ一つの申請分事業今回9事業ですから精査をしながらしっかりと事業を進めていかなければならないと思うのでしっかりと7次申請分一応事業交付金で事業申請受けたような形で今回もやっていただきたいということです。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい、議長。議員のおっしゃるような形で、きちんと一つ一つ精査しながら、積み上げた部分をやっていく形で進めていこうと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。それでは、まだ何点かあるんですけれどもとりあえず学校の件に移ります。山下第二小学校の今回の一応新校舎の復旧事業、この今回の補正。先ほど来いろいろ話し合ったように公有財産費として5,200万円、あと設計料として3,200万円、その他の経費として100万円。これの全体の費用でございますけれども、先ほど来いろいろ出てきてまた同じような話をしませんけれども、実際に教育長この先ほどの答弁の中で出てきた青田議員なり遠藤議員の質問の中に出てきているそして答弁したもので教育長は住民なり保護者のコンセンサスを受けるために全町民に理解を得るようにこれから努力している。努力していくという答弁もあったんですけれども、これについては先ほどの答弁いろいろ聞いていると例えばこれをきちっと理解得てからこれから事業を考えて実際にこの事業の中でやっていくんだというお話にもとれるし、あるいは事業を進めながら理解をしてもらうように努力していくんだというそういった捉え方もできるし、その辺はどちらなのかまずお伺いしたい。

教育長（森 憲一君）はい、議長。勝手なお答えをして大変申しわけないんですが、教育委員会としては先ほど申し上げましたように、とにかく併設の解消を何とかしなければならぬ。子供たちに、あるいは保護者の皆さんに窮屈な思い、さまざまな辛いところは継続させたくない。1日も早くその再建を図っていききたいというふうに思っているところでございます。ただ、一方で説明なりその共鳴なりが十分なされていないというふうな部分がございます。それで、私の正直な気持ちを申し上げれば、どちらが先というのも私もちよとなかなかあれなんです、本音を申し上げれば1日も早く子供たちに安らかなよい環境をつくってあげたいという立場上から申し上げれば、皆さん方にぜひこの補正をお認めいただいて、その後、一つ一つ説明を、あるいは共感を得ていただければ私にとっては大変、子供たちにとっても幸せが近づくのかというふうに思っておるところでございます。そうでなければ、また併設がしばらく続く。1か月、2か月遅ればその分、1か月、2か月では済まないような状態にまたなりかねないというそこをちよっと懸念するところでございます。すみません。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。どちらともいえる答弁なのでなかなか早くやりたい。でも住民

の人たちに説明をしなければならない。そういう２点があるということなので受け止め方としてちょっとわからない部分ある。ただ、問題は私はもっとこの山下中学校、山下第二小学校の件がもっと早く進んでいくものだと思って私はもう少し早く進んでいくものだと思って全体の市街地の整備の中での都市計画含めてと思ってはいたんですけども、ただなかなか今の段階になって考えると早急に本来だと仮設校舎でもつくって併設状態解消しながらゆっくり議論を深めていくべきだったのかと思って私自身ちょっと反省をしているんですけども、そうしないと２３年度から考えたときに８年間でしよう。例えば今からだって３年かかるわけですから２年半かな。ですから、そうなってくると全体で考えたときに最初の議論として本当に役場庁舎ではないんですけども併設状態早く解消させながらこの辺の議論を深く住民の理解を得るためにきっちりやって進めればよかった。私自身の反省ですから教育委員会の反省ではないです。ただ、そういう形もあったのでここにきてなかなかそれを言っても遅い部分はあるんですけども、教育長が住民の理解を得ながら進みたいという部分があるということであれば執行部と具体的に本当に十分な議論をしながら進めていっていただいて全体のコンセンサス、教育長がおっしゃるようにそれを得るための最大限の努力をしていくとそれは今回議案の中で提案して進んでいった中でやるのか、あるいは十分な理解を得るために自分たちで努力するという形を考えていくのか。執行部とすれば教育委員会から出たものを今度予算をきちっとつけて全体の整合性を図りながら今度執行部としてつくっていくという形しかないのが教育委員会の範疇の中でその十分な理解という部分をどう考えていくかというのは私は大事だと思うんです。その辺についてなかなか教育長先ほどお話のように早く併設自体解消したいということと住民に説明をもう少ししたいという思いだけは伝わってくるんですけどもその辺本当は具体的にどういう形でやれば住民の理解が伝わっていくのか。ただ、先ほど聞いた中では十分に説明したあるいは会議も持ったという部分もあるのでその辺の足りない部分についてどう考えていくのかとあと時期的な部分でどう考えていくのか。教育長がおっしゃったことですので例えばこれからどういう形で考えていくんだとかどういうなにしていくんだという部分についてちょっと答弁いただきたい。

教育長（森 憲一君）はい、議長。大変難しい問題で、佐山議員並びに遠藤議員さん、青田議員さん等々からいただいたお話を胸に思えば、説明といいますか共感を得ながら、そしてまたとするというのが筋でもあるのかというふうに正直に思うところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今教育長のお話を聞くと十分に議会にはきょう随分質疑あるいはこの前特別委員会の中で十分説明してある程度議員の人たちも教育委員会の考え方なりあるいは町長の考え方酌み取れる部分もあるんです。そういった考え方を受けてあと今度は今教育長がおっしゃったように住民学区民あるいは町民のコンセンサスを得るためにきちっともう１回対応を考えたいという部分があるのであればその辺については議員としても自分たちの中でどう考えていくかという部分をきちっと考え方をもう１回再度考えていく必要があるのかと思うんです。別な場面でそういったことも含めて考えていく必要があると思うので今の教育長の答弁はわかりましたのでそれでこれからそういった部分も考えるという形でいいんですね。

教育長（森 憲一君）はい、議長。はい。私は町民の皆さんに対して、あるいは保護者の皆さんに対してきちっと説明をしてコンセンサスを得れば子供たちにとって幸せの道を歩める

と思います。あとはどなたかにお任せをして新しい道を歩んでいただければとそう思います。失礼しました。

議長（阿部 均君）暫時休憩いたします。

午後 3 時 4 2 分 休 憩

午後 4 時 3 0 分 再 開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいまご審議いただいております山下の新市街地における第二小学校の復旧の問題でございますけれども、山元町の後世に誇れるまちづくりの拠点をなす新市街地での学校問題でございます。密接不可分な関係にあるこの学校問題、あるいは新市街地の整備の問題、とりわけ学校問題につきましてはこれまでの議論を真摯に受け止めまして教育委員会と一体となって山下小学校学区の皆さんを中心に全町民の皆様方に改めてご説明の機会をしっかりと確保しつつ、共鳴いただけるような取り組みをさせていただきたいというふうに思いますので、ぜひ議員各位の皆様にはよろしくご理解のほどをお願いを申し上げたいというふうに思います。

なお、先ほど休憩前に森教育長の発言で適切でない部分がございますので、本人の方から改めてその辺、撤回をお許しをいただきたいというふうに思います。

教育長（森 憲一君）はい、議長。先ほどは大変失礼を申し上げました。本来ですと今まで、午後からの議論の中できちっとした説明を、あるいはコンセンサスを得るためのそういう場の設定を設けながらやっていきたい、やっていきますとしたにもかかわらず不穏当な発言をしたこと、まことに申しわけありませんでした。おわびを申し上げながら、撤回をさせていただきたいと思います。申しわけありませんでした。（拍手）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第 1 0 1 号平成 2 5 年度山元町一般会計補正予算（第 6 号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第 1 0 1 号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第 1 3. 議案第 1 0 2 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。それでは、議案第102号平成25年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は歳入歳出予算のそれぞれに23万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億2,704万6,000円とするものでございます。

それでは、まず初めに6ページの方をお開きください。歳出の方の説明になります。1款総務費1項総務管理費につきまして、職員手当の不足分といたしまして23万円を増額措置するものでございます。

続いて前ページ、5ページの方をご覧ください。歳入の説明になります。7款繰入金1項2目一般会計繰入金につきまして、歳出の人件費分を一般会計からの繰り出し金で充当するものでございます。以上、議案第102号についてご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第102号平成25年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第14．議案第103号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。議案第103号平成25年度山元町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。初めに1、2ページをお開き願います。附属資料は32ページになります。

資本的収入及び支出の支出について申し上げます。1款資本的支出1項建設改良費は沿岸部の水道施設について、災害復旧事業として認められている補助金を新市街地の水道施設整備事業費に充てることのできることから、負担金として措置していた金額のうち2億6,400万円を減額するものであります。収入について申し上げます。建設改良費を減額することに伴い、財源として1款資本的収入1項企業債2,380万円を減額、4項国庫補助金2億1,120万円を減額、5項出資金2,904万円を減額措置するものでございます。

最初のページにお戻り願います。第2条平成25年度山元町水道事業会計予算第4条

中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,754万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額当年度分損益勘定留保資金を調整し、予定額を次のとおり補正するものであります。収入第1款資本的収入2億6,404万円減額し、総額4億9,795万9,000円に、支出第1款資本的支出2億6,400万円を減額し、総額6億3,550万2,000円とするものであります。

第3条予算第4条の2に記載のとおり債務負担を加えるものでございます。第4条予算第5条の地方公営企業災害復旧事業債を記載のとおり改めるものでございます。

次のページをお開き願います。予算第10条中、繰り入れする金額を記載のとおり改めるものでございます。以上、よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第103号平成25年度山元町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第15. 議案第104号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。議案第104号平成25年度山元町下水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

初めに1、2ページをお開き願います。資本的収入及び支出の支出について申し上げます。1款資本的支出1項建設改良費の委託料につきましては、新市街地として整備する宮城病院周辺を下水道区域に加えるための変更認可設計業務委託及び地震被災の下水道管渠調査費として1,300万円を増額するものです。工事請負費につきましては、水道会計同様、沿岸部の下水道施設について災害復旧事業として認められている補助金を新市街地の下水道整備事業費に充てることができることから、負担金として措置してきた金額のうち1億4,000万円を減額するものであります。

収入について申し上げます。支出に見合う財源として1款資本的収入1項企業債管渠再調査の災害復旧事業債120万円を増額するものであります。4項国庫補助金新市街地下水道整備事業に係る災害復旧国庫補助金等1億3,600万円を減額するものであります。5項出資金は下水道変更認可及び下水道管渠調査費として一般会計繰り出し基

準に基づく一般会計からの出資金750万円を増額するものでございます。

最初のページにお戻り願います。第2条平成25年度山元町下水道事業会計予算第4条中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億8,610万7,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金を調整し、予定額を次のとおり補正するものであります。収入第1款資本的収入1億2,730万円減額し、総額12億5,612万7,000円とするものであります。支出第1款資本的支出1億2,700万円減額し、総額16億4,223万4,000円とするものであります。

第3条、予算第5条の債務負担行為には記載のとおり加えるものであります。第4条、次ページをお開き願いたいと思います。予算第6条の地方公営企業災害復旧事業債を記載のように改めるものであります。第5条、予算第10条に定めた他会計繰り入れする金額を記載のように改めるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。――討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第104号平成25年度山元町下水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第16．議発第1号齋藤俊夫町長に対する問責決議を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。9番岩佐 豊君、登壇願います。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。今般の各議員からの一般質問、またきょうの山二小新築復旧工事に関する質疑でも多くの議員から町民への説明不足、また議会への丁寧な対応がないというようなことで多くの時間を要しました。齋藤俊夫町長に対する問責決議案に対して提案理由を申し上げます。

2枚目の裏面をご覧ください。提案理由。齋藤町長の重要施策の対応、手法、議会での説明責任欠如などは議会軽視であり、また住民との合意形成への努力が見られない。今協働のまちづくりを標榜している町長の姿はチーム山元心をひとつにからはかけ離れた政治姿勢となっており、真のチーム山元を確立するため齋藤町長に猛省を促すため提案するものです。

2枚目の表にお戻りください。齋藤町長に対する問責決議案。齋藤町長が就任して3

年7か月。町長は協働のまちづくりとさまざまな施策を掲げ就任されました。平成23年3月11日の大震災は我が町に未曾有の大被害をもたらし、壊滅的な被害を受けた本町にとって協働のまちづくりこそが町の復旧復興を加速させることになると思われます。町長は現在の町政運営に当たっては町民の声を聞こうとしておりません。その姿勢は1人1人の声を大事にする協働の理念から外れ町民に対しての背信行為である。町民との合意形成を図ろうとしない今の町長は町民の信をえられない。町政運営は独断で進めるものではなく、職員の意識を高めながら執行部一丸となって行うべきものと思うが、職員との意志の疎通に欠ける今、町長に対する信頼も失われている。また議会に対する町長の重要施策の対応、説明責任の欠如など町長の政治姿勢は議会軽視と判断せざるを得ません。町長は町政の最高責任者であり、将来のまちづくりに向けたかじ取り役です。町長のリーダーシップの欠如は今後の町政を担う上で非常に懸念される所であり、よって山元町議会は齋藤町長に猛省を促すとともにその責任を強く問うものであります。以上決議する。

平成25年12月13日、山元町議会。

表にお戻りください。齋藤俊夫町長に対する問責決議。上記の議案を別紙のとおり山元町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提出者、岩佐 豊。賛成者、岩佐哲也。

平成25年12月13日、山元町議会議長阿部 均殿。以上であります。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。提案者に質疑でいいですね。今の説明、そして問責決議文を拝見しました。私は平成23年3月の大震災で山元町の635人の方、そして2,200戸を超える全壊をしている大震災の中、人間でいえば山元町は本当に危篤か重体という状態でこの2年9か月余り過ごしていたと思うんです。そこで、私は町長は限られた時間、限られた予算等の条件の中で目いっぱい頑張ってきていると思います。そういう中で、この働きの中で町民はいろいろな意味で不平不満あることも十分わかりますが、私は問責には当たらない働きをしていると思いますが、その点、再度お伺いいたします。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。今齋藤議員から今般の23年3月11日の大震災がこの町にあって、その中で齋藤町長はよくやっているだろう。もちろん、平時と違いますから確かに時間的なこと、その大変なご苦労なされているのはわかります。しかし、こういう平時と違うときにこそ本来もう少し町民としっかり向き合った政治姿勢というのが私は大事だと思います。そういうことの結果、おろそかにした結果、きょうのような一つの審議議案であり2時間も費やすことがあるわけです。本来でしたら最初に丁寧な説明をしたり住民に十分な説明をした案件であればこんなに長引く必要ありますか。私はそういうところを訴えたい。もう少し謙虚にこういう難しい時期こそ人の声を聞いて職員と一緒にやっていくべきだと私は思います。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。そこは認識の違いということではいろいろあると思うんですが、私はこの震災においてトップの役割、今岩佐議員が言われたようにいろいろな意味で趣旨説明が足りなかったことも事実ですが、その進行の中には執行部はもちろん議会も応分の責任の中で進んでいった経緯があると思います。よって、私は今回こういう形の、問責という形の文までいくとはちょっと思っていないから、そういう形の質問をしま

した。先ほどと同じ質問ですから、それに対してはもしよければ回答は要らないです。

9 番（岩佐 豊君）はい、議長。せっかくですから、せっかくの機会ですから。今確かに我々議会に提案されているいろいろな物事を認めてきたわけですが、例えば一例言います。私何度も言っていますが、例えばJRの路線を上を上げるときの要するに住民に問う時期。危険区域の指定のするときの手法。それが本当に議会なり町民に本当に向き合った説明をしてきたのかといたら私は決してそうではないと思います。私は何ども言っていますが、あの震災の大津波をあったすぐその本当に恐ろしい記憶を記憶の消えない6月に意向調査をしてそれで物事の方向性大きく決めてしまったことが一番大きいんです、これは。私はこれまで何回も言っています。何度も調査するべきだと。私はそういうこういうときこそ大事に住民と向き合った調整をするのが私は本当はトップの姿勢だと思います。終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。――討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議発第1号齋藤俊夫町長に対する問責決議を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議発第1号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第17. 議員派遣の件を議題とします。

地方自治法第100条第13項及び山元町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りしましたとおり、議員派遣の件は決定されました。

この際、お諮りします。ただいま決定されました議員派遣の内容に今後変更を要するときはその取り扱いを議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、変更を要するときの取扱いは議長一任とすることに決定いたしました。

議長（阿部 均君）日程第18. 閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

各常任委員会委員長から山元町議会会議規則第74条の規定により、お手元に配布のとおり継続調査の申し出が提出されております。

お諮りします。各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付す

ることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

議 長（阿部 均君）以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成25年第4回山元町議会定例会を閉会します。

皆さん、どうもお疲れさまでございました。

午後 4時57分 閉 会
